

# 書評

No. 57  
1981. 9

## 特集●在日朝鮮人文学とその周辺

講演録 ■ 光州事態の内と外／金時鐘

在日朝鮮人文学覚え書／吉田永宏

出入国管理令改訂の分析／金一 他

連載 ■ 日本中国 ことばの来往／芝田穎 他



書評編集委員会

## 書評/57号 1981/9

羅針盤

1

### 特集 在日朝鮮人文學とその周辺

特集を組むにあたり	書評編集委員会	4
講演録 / 光州事態の内と外	金時鐘	8
在日朝鮮人文學覚え書（一）	吉田永宏	21
出入国管理令改訂の分析	金一	24
忘れえぬこと	ピョン・アリ	34
連載 日本中国 ことばの来往 その6	芝田稔	37
北京で生活して（五）	鳥井克之	42
ポーランド—その歴史と風土— 最終回	松川克彦	51
お知らせ		55
編集後記		56

表紙・カット / 第三書館「奪われた国の子供たち」

ユニウス「日韓連帯への道」

題字 / 文学部教授 綱干善教氏



言語学での一般意味論によれば、われわれは二つの世界に住んでいる。一つは直接経験の世界であり、他の一つは教育（誤った教育）、テレビ、ラジオ、本、雑誌、あるいは日常生活上の言語経験などにより、われわれの神経組織のなかに作り上げられた言語的世界、記号的世界である。一般意味論では前者を『外在的世界』後者を『内在的世界』と呼び、この両者の関係を『現地』と『地図』との関係にたとえる。地図は現地を出来る限り正確に表わしていなければならないが、現実にはこの地図は誤つたものになりがちである。もしこの誤った地図をたよりに出かけようものなら、たちまち道に迷い、不測の事態をおこしかねなくなる。

このように誤った地図となりがちなのは何故だろうか。それは、人間がただ言葉だけに導かれて、もの、事実に全く関心を向けないからではないだろうか。言い換れば言葉だけに動かされて、現実とは全く無関係な地図を頭の中に作り出すからである。このような態度を『内在的考え方』と一般意味論では呼んでいる。例えばヨーロッパでは『ユダヤ人はユダヤ人』ということになつて、相手がユダヤ人であることがわかれれば、それだけでその人間の全てがすっかりわかつたものと考えてしまう。つまり、言葉が聞き手の神経組織のなかに呼びおこす観念や

感情のなかに、その人間の評価、結論の総てがすでに含まれていることになる。もちろんこの場合決定的な作用をするものは、「通達的内包」といわれる。ユダヤ人はヘブライ人種でユダヤ教を信じるという非個人的知識ではなく、「感化的内包」といわれる、ユダヤ人とはざる賢く、金にきたない人間であるという個人感情を起こすものである。

一般意味論では、このことを避けるために、ものに関心を持ち、事実に関心を持ち、経験に直接導かれる態度、つまり「外在的考え方」が必要だ、としている。だが次のような事実を私たちはどうとらえるのか。

『私は日本で生れ、日本プロ野球で大きくしてもらひ、あるいは立派にさしてもらった恩も、義理もあります。

しかし、心の片すみでは日本の皆さまを、日本人を私は許しておりません。……中略……在日韓国人に対しても皆さまに再認識してもらいたいのは、あの豊かな、わずかな田畑を耕し、武力を持たないで平和に暮している韓民族に対して、日本の、倭國の軍人は武力をもつて征略し、にも拘らず、あらゆる残虐行為をおこない、それにあきららず溺愛する我が子を、あるいは最愛の夫を、生木を裂くようにこの遠い玄海灘をわたって連れて来て、召使





いのうに使い、われわれよりもお前たちの方が下等だと勝手に決めて現在にいたつておるのです。……後略  
これは昨年十二月四日、大阪中之島公会堂で行われた人権週間の講師の一人、張本勲選手（ロッテ）の発言である。この発言がニュースで放映されて数日後、朝日放送に四十五才の主婦から手紙が届いた。

『私は四人の子供を抱える病気がちの主婦です。夫も体が弱く収入は最低です。日本人の中にも私たちのような恵まれない生活をしている人がたくさんおります。それなのに、勝手に日本へやつて来た朝鮮人が、生活が苦しいとか、差別されるとか、文句を言うのはおかしいと思ひます。張本選手の言い分には本当に腹が立つて来ます。不満があるなら、なぜ自分の国へ帰らないのでしょうか

……後略』

朝日放送は予想外の反響に応えるため、この女性の手紙に応える形で、在日朝鮮人差別をめぐる問題をドキュメンタリー番組『ある手紙の問い合わせ』と題して放映した。手紙の主婦の認識が誤っていると言つてしまえば、確かにそうである。しかし、多くの日本人の心の片すみに同じような考えがひそんでいないといえるだろうか。地図は現地ではない。地図は現地の総てを表わしてはいなことを私達はともすれば忘れがちではあるまいか。（F）

## 特集

# 在日朝鮮人文學と

## その周辺

今回「在日朝鮮人文學とその周辺」という問題を考えるにあたつて、私達がまず考えて

おかなければならぬことは、戦前、戦後、日本は朝鮮に対していかなる侵略・植民地化政策をとつてきたのかということであろう。

このことは、一九三八年に始まつた日本帝国主義の「朝鮮人強制連行」という一つの出来事をとつても明かである。その頃日本は本格的な戦争態勢にはいり、国内の労働力が不足していた。そのため朝鮮人は、炭鉱、土木工事、造船工場等で奴隸的な労働に従事させられるために、強制的に連行されていったのである。こういう過程で現在の在日朝鮮人の存在が在り、在日朝鮮人にに対する日本社会の差別構造が生み出されていったのである。

(1)

(2)

銃剣とテロルによつて破壊されたのである。

こうして日帝は、一九三八年に朝鮮人に對する「陸軍特別志願兵制」、「朝鮮人強制連行」、

一九四三年に「学徒兵制」「海軍特別兵制」、一九四四年に「義務兵制」、一九四五年に「国民義勇軍制」を実施し、朝鮮人を死地に追いやつたのである。

朝鮮は一九四五年八月十五日の日本の敗戦によつて解放されたが、と同時に、米ソ両国

「乙巳保護條約」、一九〇七年の「丁未七條約」によつて北緯38度線を境に南北に分断され、等を朝鮮に強制・締結し、朝鮮を事實上の植民地とし、一九一〇年「日韓併合條約」の締結をもつて「朝鮮の独立」までをも抹殺してしまつた。この日帝支配に對して、朝鮮人民は新たな決意をもつて独立運動を開拓するのである。一九一九年の東京留学生達による「独立宣言書」の發表、ソウルでの「三・一蜂起」、一九二六年の「六・一〇万歳運動」、

アメリカ帝国主義（以下「米帝」）は、一九四六年、南朝鮮において「国立ソウル大学案」を施行、また國際連合総会を利用して「南北朝鮮総選舉案」の名のもとに南朝鮮单独選挙政策を糾弾していくが、その度に日帝の

李承晩政権を樹立させた。

一九五〇年、朝鮮戦争の勃発によって日本は、アメリカ侵略軍の特需で一定の資本主義

の復活を見るのであるが、この戦争の後も米帝は、「一九五三年「韓米相互防衛条約」」「經濟

再建および財政安定計画に関する韓米經濟委員会協約」を締結し「韓国」の対米隸屬化を一層促進させていくのであった。

李承晩政権は、一九六〇年三月十五日の第四代大統領選に公務員を動員し、不正選挙を行つた。これに対して馬山では市民・学生達が「三・一五不正選挙」糾弾闘争を巻き起し、「四・一九蜂起」の先駆的役割を果したのである。

一九六〇年四月一八日ソウルの高麗大生の、馬山市の市民・学生達に対する弾圧に抗議する集会が導火線となり、四月十九日のソウル

談は阻止されたのである。

市内での学生主導による10万人以上のデモ、四月二五日の大学教授団デモが巻き起り、李承晩は辞任を余儀なくされたのであった。この「四・一九蜂起」は、李承晩個人をしりぞけはしたもので、南朝鮮の反動陣地を突き崩すことはできなかつたのである。何故ならそれ以後もアメリカ新植民地主義は、横暴

な独裁者をつくり、この独裁者を利用するごとに、一九六一年「國家保安法」の改悪によってその支配を続けていたからである。

(3)

一九六〇年四月二七日許政内閣、八月二三日張勉政権が発足する。この頃から南朝鮮学生は「われらは統一された祖国を願う!」「南北学生は板門店で会おう!」と提倡し、張勉が「三・一五不正選挙」糾弾闘争を巻き起し、「四・一九蜂起」の先駆的役割を果したのである。

朴正熙一味は、「軍事革命委員会」の名で南朝鮮全域に非常戒厳令をしき、「革命6項目」なるものを発表し、集会、示威、結社、国会、地方議会、政党社会団体の活動を禁止した。そして「國家再建非常法」「中央情報部法」「反共法」「韓米經濟および技術援助協定」「北東アジア軍事同盟」等の成立を図る

とともに、一九六一年「國家保安法」の改悪により、「國家再建最高會議」を作り上げた「改正憲法」を公布したのである。こうして朴正熙は、10月15日に「大統領」選挙、10月26日に「國會議員」選挙に圧勝し、「民政移譲式」を挙げ、第三共和国の「大統領」に就任した。

「民政移譲」後、朴正熙集団が掲げた重要課題は、①反共軍事体制の確立②日韓会談の促進③反共国防教育の一環としての「民族的民主主義」の普及であった。

こうした一連の朴正熙の暴挙に對して、一九六二年四月一八日高麗大生が、一九六四年五月二〇日ソウル市内の学生達が糾弾する決議を行つたのである。

(4)

朴正熙政権は、許政・張勉政権以上に、「日韓会談」妥結へ突っ走るようになり、一九六年二月二〇日「日韓基本条約仮調印」、六月二三日「日韓基本条約および諸協定」本調印、一二月一八日「日韓基本条約および諸協定」批准書交換までこぎつけたのである。その間四月九日～一五日には、学生達の「日韓

協定」反対デモ隊が各地で警官隊と衝突したり、「日韓協定」無効化闘争が展開され、「屈辱外交を即時中止せよ!」「日本帝国主義を撲殺せよ!」「第二の李完用を銃殺せよ!」と叫びながら果敢な闘争が展開されたのであるが、それらに対して武装軍人の大学占拠、無差別テロルによつて弾圧を行つたのである。この「日韓基本条約および諸協定」は、日本政府と朴政権との取引によつて日本の植民地支配が清算されるままに結ばれた。つまりこの「日韓基本条約」では、第2条で「一千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約および協定は、もはや無効であることが確認される」とうたい、また「請求権および経済協力協定」では、「無償供与」3億ドル、「有償供与」2億ドル、商業借款3億ドル以上と

こうして日本は、「請求権および経済協力」が逮捕された。四月、「緊急措置」第四号を協定の資本輸出によって、対「韓」再侵略! 新植民地支配を展開し始めたのである。その後朴政権は、一九六六年「学徒軍事訓練團」実施計画の発表、K C I Aによる海外留学生拉致、一九六八年の「統一革命党事件」等によつて学生運動に対して弾圧を行い、自らは「大統領」三選をねらう憲法改正案を一九六九年成立させたのである。

このような状況下で、一九七〇年四月一九日、ソウル大において「全国大学生連盟」の

名で「白書・学生運動の進むべき道」を発表し、それまでの学生運動の弱点を反省し、日本資本の対韓再侵略に警告を発し、朴政権を激し糾弾したことは、注目すべきことであつた。反のかどで逮捕、起訴される事件が続いている。例えば一九七一年には徐勝氏とその実弟

尹譜善氏、日本人の早川、太刀川両氏ら五六人を起訴し、うち八人を死刑に処した民青学生運動を弾圧し続けたのである。

こうした朴正熙の圧政下のもとで、南朝鮮

に留学していた在日朝鮮人学生、いわゆる「母國留学生」達が、「反共法」「國家保安法」違

反のかどで逮捕されたりするのである。

徐俊植氏が、「反共法」「國家保安法」違反で逮捕されたり、あるいは一九七五年には「在

○月維新体制」等を提出させ、「大統領」権限をデツ

チ上げ、「母國留学生」一二名を含む二一名が逮捕され、「反共法」「國家保安法」違反の

かどで起訴されたりしているのである。

一方で在日朝鮮人は、全て一般の外国人旅行者と同様に扱われる「出入国管理令」のも

俊河氏ほか、知識人・学生・宗教家ら三六人

されないままになってしまったのである。

とにおかれ、常に「外国人登録証」を携帯する義務を強いられており、それを携帯していると何でもないことでも送還されたり、留置されたりするという無権利状態があるのである。

(6)

一九七九年一〇月二六日、一九年にわたって独裁を続けた朴正熙が射殺される。この「朴射殺事件」は、一〇月一六一九日の釜山での民衆決起、馬山での決起とうち続いた活動の一〇日間の頂点におけるものであつた。その当時「韓国」は、毎年の日本やアメリカからの先進資本主義国や国際金融機関からの債務の返済に追われていたのだが、折から

(7)

世界的な不況のあおりで追加借款の可能性の絶望視の中、「輸出振興と低賃金強制労働による高度成長」政策において致命的な事態を招来していた。そしてこのシワ寄せが労働者に集中し、極限に達した労働者や民衆の怒りが、釜山、馬山の決起を促し、朴正熙を死に追いやつたと言えるであろう。だが朴正熙死後、新たな独裁者・全斗煥は、昨年五月の光州蜂起に対する大弾圧、金大中氏ら民主人

士に対する死刑・重刑攻撃をもつて「韓国」民衆による民主化闘争を完全に弾圧してしまったのである。そして今年一月二三日の減刑をもつて曰「韓」両政府は曰「韓」問題は解決したかのごとく、今年六月日「韓」民間合同経済委を開き、そして八月二〇、二一日には日「韓」外相会談を行い、「韓国」は、「第五次五ヶ年計画」に対する六〇億ドルもの「援助」を安保次元で日本に要請している。また日本も、その関連大型プロジェクトを狙つており、一九六五年の「日韓基本条約」締結來の対「韓」侵略新植民地支配の強化を図ろうとしている。その当時の日本やアメリカは、しかも「出入国管理令」のもと日本の差別構造の中で生きてきた在日朝鮮人の文学とその周辺を考えることは、過去においても、またこれからも植民地化侵略を推し進めようとしている日本を対象化することなのである。そして私達は、その植民地化侵略を「非」とする運動を今後いかに行つていくのかを考えていかねばならないだろう。「韓国」民衆の解放のために。そして私達自身の解放のために。

(書評編集委員会)

(資料は「南朝鮮学生闘争史」(高峻石著)より  
「日韓連帯への道」(桑原重夫著)より)

## 特集○在日朝鮮人文学とその周辺

—講演録—

# 韓文会 光州事態の内と外

# 光州事態の内と外

金時鐘(講人)

金時鐘です。これほどよく勉強して下さっている皆さん方に、私がとりたてて話すものを持ち合わせませんが、皆さんの熱い思いと、私が日頃考へている事と、抱きあわすことは可能だと思いますのでやつてきました。

知つてのとおり、一年がたちます。たつたのではなく押しやつたのかもしれない一年が、経巡つて来ます。何が打ち過ぎ、何が見過ごされたかを、つくづく考えさせられます。一年というのは、あつという間の歳月ではあります。昨今とみに、この一年の内容が変質するような事態がよく起きています。今日はそのようなことの身に触れてみたいと思います。

世の中必ずしも理の通つたことばかりで成り立つてゐるものではありませんが、私の国の中南半分の韓國の方では、あまりにも理不尽な、あまりにも不法で不条理な事が、国を覆いすぎています。いつの間にか、韓国の事態というのは、朝鮮人の悠久の主調律——朝鮮人の生理リズムであり思考リズムでもある、三拍子のリズムが、二拍子の軍靴の響きに踏みにじられて久しい。これは、この三十五年間そくなっています。

朝鮮という地形は、朝鮮である事が不思議なくらいの地形です。中國大陸の一部である方が自然な地形を、私達は五千年生きて来ました。それは朝鮮人特有の“主調

律”を持ち続けることが、その命脈を保ち得たのだと思ひます。朝鮮の言葉というのは、基本語というものは、だいたい主語に一つの助詞がつくものか、もしくはその主語そのものが二つの言葉であることが多いのです。「お父さん」「お母さん」が「アボジ」「オモニ」という言葉でわかるように、この三つの「歩格」、朝鮮語では「ピガク」と言ひますが、そのリズムのことです。これは、庄政を強いられてても庄政に伍しないリズムだと思います。

庄政の力、ひとつの力が全体主義的な急進、急膨力を持つ時、必ずこれは、人の歩調に合わずリズムになりますね。私が日本の文化になじめないのは、日本の民謡もすぐれていいのですが、四分音符の四つ並ぶのが多く、この感じが生理的にどつかで警戒をおこします。朝鮮人はそういうものから縁がなかった民族でした。そのため、歴史にとどめられた中だけでも、千十数回の外國侵攻をうけながら、私達の命脈は絶えることなく続いたのです。それがこの三十五年、なぜか韓国の主調は、軍人隊伍の歩調格に擬せられがちです。

悪魔的としか言ひようがなかつた朴正熙前大統領が、子飼いの腹臣に撃ち殺される、最も独裁者らしい終末をとげてから早や一年七ヶ月がたちます。その後の韓国的事態については取りたてて申し上げるまでもありません。

それにしましても、たかだか一年そこらで、朴体制をはるかにしのぐ強圧な維新体制を作り上げ、「安保」保持の名の下により強化され、名目だけでも戒厳令を撤収できる程の完全性を整備しきつたという事実は、驚くべきことです。ここには全斗煥一味の、強権だけではとらえきれない、もつと根が深く広い仕組がしがらんでいるような気がしてなりません。

この三月末以来、私をとみに憂うつにしていることの最たるものに、私が日本に来てこの方最も交友を長く持つてきた在日の知識人三人が、この時期に韓国に出向いて、こともあります。陳情したという事例です。この一例が、何よりもこの一年の変色を表わす一番の最たるでき事のように思ひます。麗々しく、憶面もなく、日本の新聞等にインタビューを載せるのでしたら、まずその御三人が、陳情文の全文を公表する責任がある、義務があるということを申し上げておきます。衆目にさらすだけの陳情文であるかどうか、是否とも見たいと思います。私がこれほど淒涼感をおこしているのは、この三人の率直さの無さです。日本に来て四十年になんなく住んだ人達が、自分の国に行つてみたいという止むに止まれぬ望郷の念で行つてみたいと言うのでしたら、何もくどくど言をはさむ余地はないでしょう。そういう事実を受け入れる

はずです。ですが、同族のおかれている苦難を口実にして、行きがけの駄賄にした。このことがとてもたまりません。つきあいが三十数年に及ぶ間柄だけに、名をあげて申し上げられませんが、もう限界です。必ずどこかで書かざるをえなくなるでしょう。つまり、こういうことが、何故おこるのかを考えてみましょう。

朴正熙のあとを継いだ全斗煥大統領の、知つてのとおり、二月そこらで自分で自分を大将に仕立てた、その悪魔の申し子としか言いようのない凄絶な暴虐ぶりには、思わず、朝鮮人であることがハタと氣恥かしくなつてしまします。光州事件に見る様な韓国の事態は、朝鮮人のもつ伝統的資質が差配したことだと、のたまわつた日本本の識者があります。もちろん容認するものではありませんが、そういう言われ方が当を得ていると思えるぐらいい、韓国の事態は、朝鮮人の存在証明をくもらせてやみません。ほんとうに朝鮮人が、民族的に野蛮で、同族損傷を事とする非道なやからどもなのでしょうか。朴正熙、全斗煥のありようを見るにつけ、私はどうしても、「かつての日本」とのしがらみが、思い起こされてならないのです。そこに濃密な植民地残影がたなびいているのです。それがそのまま、「今日の日本」との関係の底地になつているとも思えてなりません。全斗煥大統領は、私よ

り三つ下の男です。私は十七で終戦になり、當時彼は、十四才の中學一年生ぐらいだつたでしようか。彼と私が酷似している点は、これが自分の國か、という国が与えられた日においてさえ、自分の國の民族語の言葉すら書く力をもつていませんでした。ましてや全斗煥は、私より三つ下の男です。毎日が兵隊ゴッコをやってすごしたような、軍人になることが当然であり、それが最高の「日本人」のあり方でした。私は「日本人」だつたのです。彼も「日本人」だつたのですね。その全斗煥を子供と思い、全斗煥自身が「アボジ」と呼んだ朴正熙も、終戦当時は陸軍中尉でした。帝国陸軍中尉でありました。私とひとまわりもちがわない、「オカモトミノル」という日本名の職業軍人でした。彼は、血書をしたためて軍官学校に入学したものです。そして彼は、正真特級の「日本人」として、優等生の任官をします。彼とて、終戦、自分の國が解放されるという日を、根っからの職業軍人－特級の「日本人」として迎えたのです。迎えたではなく、私も全斗煥も、彼も与えられて自分の國の解放に出会いました。朴正熙は、自分が欲した解放でなかつただけに、帝国陸軍の軍服をぬぐいとまもなく、米軍の傭兵の国防警備隊にくら替えします。この三人に共通していることは、自分の國が奪え

われる時も、帰ってきた時も、何ら自分の意志力の参与することなく、それでいて悲しいことには、何ものも持たない、民族的にはむしろ半民族的な人間でしかなかつた、この二人が、新生祖国の展望を担う世代に属していたという事実です。それから三十五年がたちます。私を、全斗煥を下限とする、かつての植民地世代が、朝鮮の北と南を律する、政治的に、社会的に、文化的に、経済的に舟人の役割を占めている世代なのです。今年で、我が朝鮮は、「かつての日本」が直接植民地統治をした三十六年と同等の年限を、戦後重ねる年になります。戦前三十年を、植民地統治下で呻吟し、戦後、解放という、カッコ付きのためになお、私達は三十六年を無にしています。はたしてこれが無であるかどうかは、私達につきつけられる試練の中身でしょう。その三十六年目に、ことさらのように思い返します。やはり、朴正熙も、全斗煥も、金時鐘も、変わらなく、サルトルの言う「人格喪失者」なんだなあつてことを、ほんとうに思い返します。

一九四五年、八月十五日は、私達には解放の日であり、再び民族の未来を取りもどさせはしましたが、同時に、私達、終戦当時青年のはしりにより、また青年に至らなかつた世代—それを指して「皇國臣民の世代」と言われていますが、その世代に対して、この八月十五日という



のは、過去との断絶、過去の喪失をもたらすものであります。過去との断絶、過去の喪失をもたらしたということは、かつての植民地年限から切れたというのではありません。植民地世代で生きた、皇國臣民の私達が、八月十五日でもって、その植民地時代という「モノ」を固めてとり残されたものなのです。つまり、それを引き継いではならないし、切ろうにも切れない形の私達になつてしまふ。それでいて、朝鮮人という存在証明のためには、そのことから切れていなくてはならない責務を、私達は背負つている。これを、日本人との関係に見てみると、私は、八月十五日、何も知らないまま、自分の国という國を与えられた一人ですが、今にしておもえば、あれは全日の、ある一日の解放ではなかつた。半日の回転でしかなかつた。つまり、その日の正午の玉音放送という、天皇の放送をきいて、いきおい、私は朝鮮人にたちかえらされた。これを私は、その後ずっと、自分が八月十五日でもって回転をみた〔蘇生した人間だと思った。だが私の解放の日というのは、何十枚宿す影の部分を、そのまま引き継いだ解放であつた。真昼の解放というのは、つまり白日下に、午前は闇であり午後が解放であつたのだ。これを抱えて、私がおり、全斗煥がおり、朴正熙がおる。ですから、八月十五日の解放というのは、「日本

人との告別」はもたらしはしましたが、「日本と告別」することには、なお長い時日を要した。いやまだ要しているのです。解放によつて、いきおい、自分の過去をなくしてしまつた、なくしたことによつて人格をも喪失させられた韓國の事態が、朝鮮人のもつ資質のせいだと言つのであれば、このことは、とくと碎いて話をしなくてはならない。そして、とくとその人に聞いてもらわなくちゃならん。はたしてこれは朝鮮人の資質によつて、でき上つた人格なのか。過去を奪われて、自國の統一を喪失した皇國臣民の世代が、今日の朝鮮の決定に参与する主役を担つてゐるのです。過去を奪われたということはどういうことを意味するのか。どんな人間にとつても、彼らの幼き日は、詩人であるべきものです。無垢の、けがれない美しさの中で追憶されるべき貴重な一時期であり、また、そうであつてしかるべきものです。だが、朴正熙一命斗煥、私につながる、このような皇國臣民の世代は、過去を喪失したことによつて、この無垢に想起されねべき幼い日を持ちません。思いおこされるのは、全部が日本に彩られた少年ばかりです。私達の少年期が、幼少期が、かつての日本の植民地下にあつたということで、私達の幼い日が不幸であつたわけではない。だから私達は不幸なのです。自分の国が、余すところなく踏み

にじられていながらも、私達の幼い日は、頬もめげよとばかりに日本の歌を歌つた。朝鮮晴れを日本晴れと言い、「夕焼け小焼け」の歌を、朝鮮の貧しい農村の夕暮れに風景をかぶせて、日本の童謡を歌つた。少しも、この少年は不幸でなかつた。だから、私達はなお、不幸なのです。自分の歌を持たない自分の、朝鮮人として少年期をもたないものにとつて、不幸でない歳月ほど不幸なものはない。

朴正熙が、一九六五年、アメリカの仕組んだ筋書きによつて軍事クーデターを起こした日、この日は、「行こう北へ、来たれ南へ」という地底を揺るがすような、青年・学生たちの呼びかいの実現を、一日あとに控えた、つまり三八度線の軍事境界線のある板門店で、北側の青年学生代表団と、四・一九を闘いとつて、ブルボン王朝と言われた李承晩政権を打倒した学生・青年主体が、まさに邂逅する前日に、朴正熙はクーデターをおこします。彼は、八月十五日を軍服をぬぐいとまもなくアメリカに傭兵として出で立つた彼は、一八六名もの命を散らして李承晩政権を打倒したあの青年学生達の、熱い叫びがまさに具現するその明け方にクーデターを起こす。その、再度の登場の時、なお民族に背く形でした。

その彼が、軍事政権を強権でもつてさらつてきたあと

彼は、独裁政権保持のために何をしたかというと、知つてのとおり、維新体制を叫びました。この維新という発想は、彼自らが言つてゐる如く、明治維新にならつたものです。過去を喪失した者の記憶・発想というものは、この域を出ません。つまり人間の意識というのは、自分の生き来し、いちばん時間が蓄えられたものをはなれては発想できません。それでなお、韓国的事態を朝鮮人の持つ資質のせいだと日本人は言い切るでしよう。

ですから、重複しますけれど、朴正熙とか全斗煥のありようを思うにつけ、私は本当に日本とのしがらみを思ひおこされてならない。全斗煥が、強権をほしいままにはじめた時、日本のさる大学教授は、韓国に全斗煥大統領を訪ねて一緒に軍歌を歌い、その大学教授と全斗煥とは年頃が似てゐるとみえて、つまり歌う歌はかつての失なわれた世代の歌なのです。つまりかつて私達が、頬もめげよとばかり歌つた歌を、肩を組んで歌つたということを、自慢たらしげに日本の総合雑誌に書いています。談笑したと言つてゐます。ものすごいいい人だつた、やさしい男だつたと言つてゐます。私は、その大学教授をもつて象徴されるような日本の知性の質と、過去を喪失された皇國臣民の世代の思想の形との、なんと酷似することか。この大学教授だつて、その世代を、私達が時代

を同じく生きたために、あの知性ですら、人格が損なわれた知性だ。見えてない。全然見えてない。

朴正熙とか全斗煥につらつて、民主人士の苦難をこととも思わないやから、これは自民党政府であり、民社党である。とりわけ、あの唇のぶあつい前委員長という男が、日本にも三人ばかりの全斗煥将軍がおればいいとうふうに言っている。いわば、この春日一幸にしてやはり損なわれた、失なわれた世代の人間なんだ。人格の喪失者だ。ののこと韓国まで陳情にいった人も、年かつこうを見てみると私とあまり変わらない。在日朝鮮人の代表をしている、と自負している、その文学者と二人の歴史学者は、私と同じ世代の人間なのだ。どこかで自分がなくなつた世代を去らず、そのままひきついでいる。そのことが見えてない。

朴正熙が、朝鮮民衆の前に、歯まで武装して再度出でたつた日が、一九六五年の五月十五日、一日あければ、北と南の若い血潮が手を結びあおうという、その前日のあけ方である。その後、韓国の民主化運動というのは、これは金芝河の表現であります、歯まで武装した政権集團との闘いにはいりますが、この韓国民主化闘争の系譜といふのは、日本人にはほとんど知られていない、また知ろうとしないのかもしませんが、これは、韓日

条約と全く基底を同じくしている闘争です。今日出ているこの資料集にも、南民戦事件というものがとりいれられておりますが、南民戦事件の七六名からの捕えられた人達のほとんどといつていい人たちが、韓日条約締結反対運動をした人たちの中核部隊です。その中心的役割を果たした人たちが、この南民戦事件で全部あがつています。韓国の朴正熙体制當時からいわれた民主化運動の、その核にある人たちは誰彼なしに韓日条約反対運動をした人たちです。金芝河は、韓日条約反対闘争の時、彼はソウル大学の学生であり、韓日条約反対の檄文のほとんどは彼の手によつたものです。つまりこの韓日条約といふのは、アメリカを起点とする、かたや韓米条約があり、かたや韓日条約の有機的なつながりを強固にするもの以外の何物でもない。それだけでなく、日本に住む私達、在日朝鮮人の趨勢を決定づけたものに、この韓日条約は位置します。韓国の民主化闘争の系譜は、韓日条約の走りから反対闘争をしておつた人達の系譜であるということを、若い日本の友人達に是非とも伝えておきたいと思います。

光州の事態というのは、光州という文字が示すようにまさしく真昼間の中の、光る白日の中にかかこまれてゐる影のそこひです。太陽を仰いで見てしまつたために

眼底に広がった縁鑄みたいなものです。この部分が見すごされてきたものだと思います。私は、冒頭、おしゃつてしまつたかもしけない一年だと申しましたが、こういうものだと思います。

韓国の教育というと、日本をしのぐ受験地獄です。韓国では、バック、コネ、マネーが三つの力だといいます。縦の系列にしがみつかなければ生きられない体制という点で、日本と韓国のありようは、全く同じものだと思います。できあがつた権威体制にしがみつこうとする者との闘いが、実は韓国の民主化闘争なんだ。縦の系列をしているものは戦前から日本帝国主義によつてつちかわされた系譜として、そのまま韓国にある。これが、喪失された世代達によつて、損なわれた人格の喪失者達によつて仕組まれ、作りあげられているものである。その連中らを主役にすえている勢力が、私達の目の見えないところにある。これが、日本では、痛みもなく韓国の安全は日本の安全にとって必要不可欠だと、のうのうと言つていることである。どうして韓国の安定が、つまり強権政治の安定が、日本の国益に直接的につながるのか。韓国においては、権力危機が深まり、権力が自己保存のために何か騒動を引きおこす毎に、安保騒動がくり広げられるのが、すでに一つの慣例になつてしまつています。安



保と言う時、これは絶対的な命題を意味します。國權を超えて、憲法を超えるものに、安保という言葉があります。そして安保という実態があります。八〇年の春、民主化闘争の高揚で、維新残党が切迫した危機に直面した時も例外ではありませんでした。

この事実は、他の言葉を借りれば、安保問題が我が国朝鮮の歴史の悪循環過程における契機となり、媒介となり、口実となつていています。我が國、とりわけ韓国のかかえている悪循環とは、民族と民衆が犠牲にされ、民主主義と自由が犠牲にされ、祖国の同意統一が犠牲にされる過程であります。民族と自由を犠牲にしながら、安保をもつてそのことを合理化する価値・秩序にはたして民族の歴史的當為性があるといえるでしょうか。まさに、ここに我が国の歴史の根本的問題があるといえます。韓国の現実の中核的問題があると思います。私達は当然、このような角度から安保政策が再検討され、特に日本との関係においてもこれは再検討されるべきだろうと思います。アメリカの為政者達が語るだけではなく、口をあわしたかのごとく日本の為政者達も同じように語る国家安保なる概念は、本質上同一のものであります。そして、祖国統一をめざす民族的努力、外勢の束縛の清算をめざす民族自由的な思考、反民族的な独裁

権力の清算をめざす民主化闘争は、韓国安保を脅やかす主たる要素と規定されています。韓国の光州事件が闘われたのは、まさにこの思想との闘いです。十日間、光州が民衆の手にあつたということは、一九五三年八月以降、微動だにさせることを許さなかつた年限を対置する時、この十日というのはたいへんな時間の自由の事実です。このように見る時、私は、韓国で言われている安保概念、これはウラを返せば日本で言われている安保概念と同質のものですが、この概念は、次元的に非常に的是非なものである、と言わざるをえません。それは、民族的な次元からではなく、分断国家の一方だけの次元から出発した概念であるからであります。この安保概念が存続する限り、朝鮮民衆が、とりわけ圧政下にある韓国民衆が、自由を欲するということは、そのまま安保体制をくつがえすことになり、つまりこのことは容認されない、圧殺されて当然の正当性をもつものになる、民族的次元の安保概念でなく、外勢的な外国勢力に依拠する次元での安保概念であることによつて、この安保というものが絶対優位性をもつ、絶対的な、國權を超えるものであるといふことに、私は異議を唱えるものである。

韓国とアメリカの強権政治権力が、その軍部の力によつてつくりあげた安保の概念というものは、あげて、反

# 書評編集委員 募集！



統一であり、反自主であり、反民衆を貫徹するための戦略と政策の、偽装物にすぎないものであり、安保概念としての民族的安保とは、絶対両立しないものであります。この両立しないものに日本は加担して、日本の為政者たちは、韓国の安全体制だけは民衆の日本国益にかなうものであるという、この偽善さ、他民族の不幸を固定化することが、日本人にとって一番いいことだということの、この厚顔無恥さについて、私は若い友人たちと志をわかちあってみたい。日本の友人たちが、光州の事態に心痛め、韓国の事態に心痛めて、韓国民衆のおかれている立場とその苦難につながろうとする時、これはおのずとは

つきりすることである。アメリカを起点として三角形を構成している日本の安全体制に、日本人自身がもつと自分の日常生活の感覚をこめて見てみることである。韓国の不条理は、まさにそのことによつてつくりあげられているものであるといつて過言ではない。このような偽装安保概念が、政策決定で最優先視され、何かあると安保にとつて不安の要素であるとして戒厳令をひいて、それによって一切の勢力を圧殺しても、なんら、國家保全の法規的にもとらないことが、これより続くかぎり、神聖不可侵の領域として、せんぶされる時、統一自由民主を志向した民族史の前進運動は不可能であります。しかし

- 文化・思想運動に興味を抱いている方
- 雑誌の編集作業に興味のある方

ガイダンス隨時やっています。

なお、委員には活動を保証すべく、若干の活動費が支給されます。

三叉路附近・事務プレハブ組織部内

書評編集委員会

ながら、可能という可能性を見い出しえない中でなお、韓国の自由意志というのは、切れることなくうごめいてきたし、きれることなく続いているし、戒厳令を撤収したことと誇示して、全斗煥体制がさも安定しているかのように言われている今日でも、韓国の学生・青年たちの蠢動は、あとをたたない。絶対不可能であるはずの中で続いていることの意味あいを、もつと私たちは考えてみるべきである。民族の自由と独立がなく、民族の統一と繁栄がない状況に対する安全保障体制は、結局、民族の存立自体を危うくする、民族の安保に対するアンチテーゼなのである。まさにここに私たちは、あらたな歴史的前進をめざすことにおいて、国家安保の意味を根源的に再検討すべきだろうと私は思う。日本の民衆は、あまりにも不条理にみちた韓国の事態について、事態にてらして、日本の安定、日本の平和的な昨今を、自負してもしくは、日本人でよかつたというふうに、どこかで誇つている。だが、韓国の不条理きわまりない事態ということは、日本の、今日の日本の、または過去の日本の陰の部分でしかない。日本と全く同じ、同じ条約をアメリカとの間に結んでいる、韓国のある異常な事態があるから、日本が平静なだけなのだ。日本には日があたり、強烈に日があたっている陰の部分が闇でしかない。これが反転

することはいつでもあります。誰のための安保かをほんとうに考えてみれば、それは当然、非民族的な存在のためのものであると規定しても過言でないと思うのであります。このことを一番大事なものだと言っている日本の為政者達の厚顔無恥さ。日本は、アメリカとの間に安保を享受して、また韓国もアメリカとの間に安保を締結して、つまり日本と韓国は、アメリカとの安保を共有している間柄でありますが、実質は、大だんなのアメリカをしのぐ小だんなとしての日本が、韓国にはのさばっています。アメリカのための韓国の戦略的意義は、段階的に画策されきましたし、それに従って、韓国安保に対するアメリカの利害関係も、段階的に画策されてきました。今日に至って、韓国安保が危うくなる時、アメリカは世界戦略の全体系が危うくなるだろうと思って恐れています。まさしくそなります。戦後のアメリカの世界戦略で成功した唯一の例が、韓国との安保体制です。あとは全部崩れ去りました。それだけに韓国安保を保持しようとするアメリカの執念は大変なもので。韓国の安保体制が崩れるとき、日米・日本との安保も、その基盤を搖るがれます。韓国における民主化闘争とは、つまりそこそこぶちあたつていて闘争です。ですから、日本はあげて韓国における安保保持のための強権政治・強権

軍事政権の存続・保全を欲するのです。それだけに、韓国対応に対するアメリカの利害関係は、否日本にとつても、それは死活的なものであります。

日本の、——皆さんも知つておられるように——韓国に投資した資本の総額は全く天文学的な数字に上つています。決して誇張ではなく、韓国の経済は、日本の円によつて回つてゐるもので、現時点におけるアメリカや日本の韓国に対する主たる関心は、韓国におけるアメリカの支配権を搖るがすような一切の事態の発展を防止することに集中されています。金大中事件のあからくりののち、何ら間髪を入れず、一九〇億ドルの借款を締結させますね、日本は。アメリカは、日本も同じですが、韓国でアメリカや日本に親しい独裁政権が崩れ去つて、アメリカの軍事支配権が揺さぶられるとき、不可避的に到来するであろうところの自己の破局を予感しながら恐怖におののいているというのが、韓国における民主化闘争への取り組みです。光州の事態においても、アメリカが間髪入れず、韓国の軍隊の移動を容認し、むしろ、その移動した軍隊の外堀をアメリカ軍が囲んだという事実は、何よりこのことをものがたつていています。韓国に民主政権が確立されると、韓日条約をテコにして天文学的な投資をした日本の独占資本の基底が揺らぐことにすら

なつてくるはずです。ですから、アメリカも日本も、死活的な韓国における現状変革を、手をこまねいて、しようとしないのは当たり前と言わなければなりません。

光州の事態が発生するや、ブレジンスキーは、力による介入を提唱し、ウイツカムは指揮下にある軍事力を平和的デモの弾圧を利用して、また、ペルシャ湾より寄港中であつたコーラルシー号を急きよ、韓国に派遣するなど大げさすぎるほどの即刻の反応を見せたことは、この事実をはつきり実証してくれるものです。光州の事態を、このような仕組みを抜きにして、朝鮮人の資質のように見るが如き視点には、全くもつて噴まんやるかたない。これは、日本人自身が加担していることなんだ。

私は、話の冒頭で、このような暗黒の事態、このようない不条理きわまる事態について、何故そうなのかと思う時、どうしてもこれには、こういうことをしでかした、私の過去、私の前歴があるような気がしてならないと申し上げました。そこに、植民地世代のかげりがあるといふように言つた。皇國臣民の世代は、エディップス王と同じように、父の仇をきつぱりと討つことも、討たぬこともできないところに、その苦悶がある。韓国の事態が、朝鮮人の持つ資質であると言うなら、デバイのエディップス王が、母を犯し父を殺した自分に物をたぐつて、自分

に至つてしまつたように、そう言う人も必ずたぐれば、自分がそこにあるであろう。

光州事態の内と外という時、戦前の日本もそうでありましたが、戦後の日本は、アメリカを基点として同じ条約を結んでいる韓国と、いやおうもなく、命運を一にする国となつてしまつた。このことを知らされないから、日本人は、日本の今日の安定と榮達について謳歌している。日本の榮達の内と外も、私がかかわつてのことであり、私の中の貧しさであり、私の装いとしての豊かさであるかもしだれない。同じように、諸君らの今日であり、諸君らの昨日と明日につながることかもしだれない。

日本でも過去を喪失された世代達が、喪失されまいとして、とみにその頭角を表わして顕著な昨今である。日本の平和憲法が、おきまりのコースのように改定されるのが当たりまえのようにふるまつてゐるやからどもが、とみに頭角を表わしている。

日本の過去の世代が失なわれたわけではないと思う。光州蜂起の内と外は、私にからめて、日本の今日と明日の問題かもしだれません。

### 〈金時鐘氏略歴〉

一九二九年、元山に生まれる。

日本帝国主義の植民地支配の下、そこで十七才まですごしたが、日帝の皇民化主義に對しては、あまり疑問を抱かなかつた。そのため、一九四五年の八・一五解放により突然与えられた「祖国」にとまどいを覚えたという。しかし、とまどいながらも自己を見出していく、学生運動に身を投じ、農村工作などの活動を担うようになる。

現在、多くの被差別部落出身生徒をかかる兵庫県立湊川高校の定時制で、朝鮮語の授業を担当している。主な著書に、「猪飼野詩集」「クレメンタインの詩」などがある。

(キム シジョン・詩人)

(本稿は、五月一一日に行われた講演録に、  
金時鐘氏が加筆・修正されたものである。)

特集・在日朝鮮人文学とその周辺

在日朝鮮人文学覚え書 (一)

吉田永宏

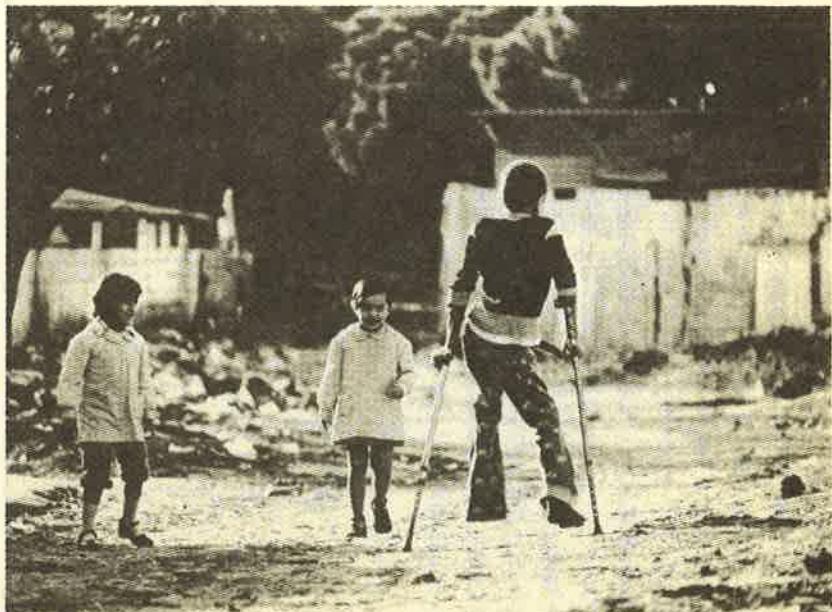
「在日朝鮮人文学」或いは「在日朝鮮人作家」という、考えてみれば奇妙な存在がある。「奇妙な」というのは、例えば在米ロシア人文学とか在米日本人文学とか在ソ何何文学とかいつたものが全く存在しないという意味に於てである。それが日本文学などでは無論なく、まさに固有の、しかし明らかな外国语である日本語で書かれ、しかも日本人を多くの読者対象とした文学であるという点に、大きな意味あいがある。

この夏で我々は三十六回目の八・一五を迎えたが、三十六年間という数字は朝鮮人にとっては一九一〇年の「日韓併合」以後の植民地支配への恨みと怒りをこめた「日

帝支配三十六年」と同じ数字である。金贊汀は今年八月十五日の朝日新聞夕刊の「在日朝鮮人の軌跡と現実」で日本社会の差別と偏見にさらされ、生活苦に喘いだ在日朝鮮人の被差別の歴史に触れ、「植民地支配の苛斂誅求で故郷を離れ、日本での最低辺労働者としての生を強要されたり、戦争遂行のための労働者として強制連行されて來たりした人々とその子孫たちであつてみれば、『日帝支配三十六年』をどれほど恨んでも恨みきれるものではあるまい」としながら、「しかし恨み、憤るだけでは、在日を生きる朝鮮人の現実の厳しさは何一つ解決しない」と自戒した上で、「一人の在日朝鮮人として『日帝三十六

年」を思うとき、同じ長さを、「異邦人」として日本で生活してきた重さを考えずにはいられない」として、確實に進んで来ている定着の中で解決を強く要求される問題が山積しているが、「特に『同化』は、重い問題である」と指摘している。戦後三十六年間の日本政府の在日朝鮮人政策は、基本的には「日帝二十六年」の時と同様「同化」を強いて来たわけである。つまり、「かつて朝鮮の歴史をゆがめ、言葉を奪い、風俗習慣を抑え、「創氏改名」で名を奪つたと本質的には同様の「同化」策が戦後もとられたが、それはかつてのような強権によるものでないだけのことである」(金贊汀)。在日朝鮮人に関する問題の本質は基本的にここに語り尽くされているだろうと私は思う。「在日朝鮮人文学」の基本問題もまたこれに由来する。

金鶴泳、李恢成、金石範、鄭承博、高史明、金時鐘、尹学準、安宇植……この近年相次いで日本の文学界に登場し活躍している在日朝鮮人作家、批評家・詩人たちの数は多い。文学表現の言語として祖国の朝鮮語を使用せず、外国语である日本語で表現する、これら作家たち。その一人李恢成は「作家は生きつづける」(『文艺』一九七一年五月)の冒頭に、「自分は何者なのか、お前はなぜそこにいるのか、としばしば質問を発することがある」と





書いたが、この問いの持つ固有の性格について伊藤成彦は、想像的意識を言語を介して対象化する作家にとっては、意識が想像の翼にのつて飛び立ち、また回帰する、意識の原点ではあるが、「しかし、この問いが、ほかならぬ李恢成から発せられるとき、この問いは、特別な意味をもつ」と断定している（「告発と救済——在日朝鮮人文学とわれわれ」・『文学的立場』第七号・一九七二年七月）。そして、これら在日朝鮮人作家たちとその作品を個の作家、個々の作品についてその言語表現の空間内でのみ論ずることは、これらの作家の相次いで登場して来たことの意味（在日朝鮮人文学そのものにとつての、また、その日本文学にとつての）が見失われ、個々の表現そのものが宙に浮いてしまう、と伊藤成彦は危惧している。この危惧の念に私は同感である。その認識の上に立つて、在日朝鮮人文学の諸問題と、存在上の少年ファシストであることを免れ得なかつた小林勝の、しかしすぐれた文学賞為について、じっくり考えてみたいと私は思つてゐる。

（よしだ ながひろ・国文科助教授）

# 出入国管理令改訂の分析

## 金

## 一

で「前進している」との向きに、マスコミ・一部在日民族団体では、おおむね賛意が示されている。はたして、在日同胞の権益としてどれほどの成果が勝ち得たといえるのだろうか。以下において、まず出入国管理令を中心とした入管体制の変遷を再度振り返った後、今回の出管令の改訂法案の分析を行い、今後の在日同胞の法的地位を考察してみた。

### 一、はじめに

三月初旬、各新聞紙上に、出入国管理令の「改正法案」の上程が法務省により発表され、在日同胞などの待遇の改善等を柱とする「改正案」が五月下旬に、難民の待遇に関する条項の新設などを柱とする「改正案」が六月初旬に、それぞれ日本国会で通過・成立した。予定通りに進めば、来年一月一日から「出入国管理及び難民認定法」という名称で施行される。かつて四回にわたって上程された出入国管理法案とは違つて、政治活動の禁止条項などの露骨な弾圧的性格は見られず、むしろ現状との比較

### 二、入管体制の変遷

現在、日本には約六十五万人の在日同胞が在留しているが、このおびただしい数の在日同胞は、日帝植民地統

治による「在日」の歴史性を一切無視し、一般外国人として扱われつつ同胞に対する差別・抑圧・同化・追放をして扱われつつ同胞に対する差別・抑圧・同化・追放を日本政府の入管体制によつて受けている。このような中で私たち在日同胞の権利・義務関係を表わす法的地位の最も根本とする在留権がどのように変遷していったかを再度振り返つてみたいと思う。

(1) 解放直後（一九四五～四六年）

日帝植民地支配の犠牲として形成された在日同胞は、一九四五年八月時点で実数二百万人以上在留していたと考へられるが、一九四六年未までに約百五十万人が帰国し、一九四六年三月の在日同胞登録総数は、六十四万七千名となっており、在日同胞の基幹部分がこの時点で形成されたと言える。独立と解放に意気揚々として帰国した同胞は、生活基盤のない本国での生活に直面し、多くの同胞が日本に逆戻りしてくる結果になってしまった。

帰国希望者は、帰国を断念し、帰国していった同胞も恨み重なる日本へ再入国するという現象が増加した。このような状況の中でも、在日において民族的諸権利の保障を要求して闘つていった在日同胞の民族的エネルギーに恐愕したGHQと日本政府は、抑圧・追放政策で弾圧していくつた。「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本指令」（一九四五年十一月三日）で、「在日朝鮮人・台灣人は、軍事上の安全が許すかぎり『解放国民』として待遇すべきである。……しかし、『日本国民』であつたから、必要な場合は、『敵国人』として処遇されてもよい。」と規定した。さらに、引揚＝帰国を拒否するものは、「朝鮮人の地位及び取り扱いに関する総司令部涉外局発表」（一九四六年十一月二十日）によつて「本国送還を拒否して日本に残留することを選んだ朝鮮人は、昭和二十一年十二月二十五日以降日本に継続して居住すれば、彼らがすべての地方的法律及び規制に服しなければならないことを充分承知の上で選択するのである。」と抑圧を強化していく。GHQと日本当局は、自らの都合のよいようにあるときは「朝鮮人」として、またあるときは、「日本人」として、民族抑圧政策をくり返したのである。

(2) 外国人登録令時代（一九四六年～五二年）

帰国の熱望をもちながら、日本に居住していたため、本国での生活基盤を失つていたこと、また帰国に際して財産持ち帰りを厳しく規制されるなどの弾圧、本国の南北分断の危機的状況の中で、在日同胞は、帰るに帰れず、帰国した同胞の中からも再入国する者が続出した。このような状況の中で、GHQと日本当局は、「終戦後の秩序を回復するためにも、数十万人の在日朝鮮人・台灣人を

放置しておけないので……」という名目により、外国人登録令を公布した（一九四七年五月一日）。それは、日本への入国許可・在留外国人に対する登録制度・不法入国者・登録違反者・刑罰法令違反者の退去強制など、現在の出入国管理令と外国人登録法の両方の性格を合わせもつていた。G H Qによる登録強要によつて約五十二万人が法的に在日同胞として発表され、日本は、身元を完全に掌握し国外追放をちらつかせながら、他方で日本の法律の適用を強要していくのである。

### (3) 出入国管理令と法一二六号（一九五二～六五年）

サンフランシスコ対日講和条約が調印され、当事国家間の戦後処理が行われたが、この中で在日同胞は最終的に日本国籍を離脱し、一応「朝鮮籍」を回復するといふことが原則的に確認された。しかし、在日同胞の法的地位、国籍、待遇についてはなんら明文化されておらず、以降、在日同胞に不安定な在留を強いる結果となつていった。そして、日本政府は、在日同胞、中国人の歴史的特殊地位等を抹殺し、植民地支配の責任を清算し、外国人登録令と同様に、在日同胞、中国人の法的地位等を未決定のままに未だ外国人ではないが（日本当局は、サンフランシスコ講和条約をもつて在日同胞は日本国籍を喪失したとした）外国人として、すべてを包括しようとする

る意図の下で、出入国管理令を制度した。在日同胞、中國人には、出入国及び登録は「外国人登録法」（一九五二年四月八日）によつて、退去強制手続等は「出入国管理令」によつて、在留は「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法」によつてというふうに複雑に分断されて、定められた。この法律一二六号は、「終戦前から引き続き日本に在留する朝鮮人、中国人については、別に法律が出来るまで在留資格、在留期間を有することなく在留できる」としたものだが、この該当者（一二六・二・六）は五十二年ににおいて、約五十二万人であつたと推定される。日本当局は、在日同胞の歴史的特殊性を無視できないことを法律一二六号で認めた代りに、在日同胞の在日形態に関する抑圧を運用上にすえ、法律一二六号該当者を出入国管理令・外国人登録法をもつて制約し、抑圧・追放の正当化をして入管体制の基本的確立をなし、その徹底化をはかつていつたのである。

### (4) 韓日法的地位協定と入管法上程策動（一九六五）

この時期は、一九六五年の韓日条約締結により、経済借款を呼び水として、日本新植民地主義の対韓侵略が直接的に開始され、一九七〇年代に入つて、その本格化・南北分断固定化という状況の下に、在日同胞に対する分

## 次号58号 投稿を募る！



テーマ・大学－教育再編攻撃に反撃せよ！  
形式自由。字数制限なし。

締切り・九月三十一日

連絡先・〒565 吹田市千里山東三一〇一

関西大学生活協同組合

書評編集委員会 **（〇六）三八八**  
一一二一（内線 四八二二）

断、抑圧、追放政策が激化していった。

激烈な屈辱的韓日会談反対闘争を踏みにじつて成立した韓日条約に伴う韓日法的協定によって、在日同胞は、協定永住権などの民族的諸権利を部分的に獲得した。しかし、協定永住権は、従来の法律一二六号該当者よりも退去強制事由の緩和（例えば、従来一年以上の懲役又は禁固で退去強制対象となつたが、協定永住では七年以上となつたなど）、及び本国在住家族との往来、再入国についての特別配慮などで前進したとされるが、在日同胞に韓国籍の国籍選択を迫り、在日での一層の民族分断を促進する結果となつた。さらには、いわゆる三代目までの

永住許可しか認めておらず、それ以下の子孫は「大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは、協議を行ふことに同意する。」と規定されているにすぎない。

一九七〇年一月十六日協定永住権申請期限切れを前後して、在日同胞は、とてつもない苦惱に叩き込まれ、民族的収益意識の分裂と大幅な後退をもたらした。まさに「在日同胞は本国三千万国民の犠牲になれ！」（韓国外相李東広）に示されたように、在日同胞六十五万人の殺生与奪権が対韓経済協力と、韓日間で取り引きされんとしたものなのである。

そして現在、協定永住権の欺瞞的本質は、一九七三年申京煥氏問題に見られるように、協定永住権剥奪一特別

在留化又は退去強制の策動によつて明らかにされている。

一方、日本当局は、同時に在日同胞、中国人の在留活動を弾圧する目的で、出入国管理令を改訂し、出入国管理法として過去四回（'69、'71、'72、'73）上程をはかつた。

それは「日本にいる朝鮮の人々を日本においてやることには、それは日本にとつて利益だ」というケースは殆どありません。できれば帰つてもらつた方がいいんだと、こういう思想が支配的です。」（一九六九年法務官僚増山登）や

「煮て食おうと焼いて食おうと自由」（元法務官 池上努）

という暴言に端的に示されるように、①退去強制事由の強化——政治活動の規制、②在留活動の規制強化と細分化、③法律一二六号の剝奪抹殺などを盛り込んだ治安立法的色彩の濃いものであった。こうした出入国管理法案上程の動きは、韓学同を始めとする在日同胞の民族民主化勢力、一九七〇年七月七日華青闘声明などの中国人団体、日本の民主団体・政党などの内外からの決死的粉砕闘争により、内外世論の非難を浴び、この法案はいずれも廃案に帰した。

それ以降、本国の朴独裁政権による在日同胞監視体制が強まり、在日同胞の政治活動の抑圧を目論まれた。す

なわち、朴狙撃事件に伴う“椎名メモ”という韓日一体となつた在日同胞監視体制であり、もう一方は一九七五年の在日同胞留学生一一・二二・スパイ團事件デッヂ上げに見られる本国政権と維新民團が一体となつた在日同胞監視体制である。また、一九七〇年代後半以降一九七五年「入管白書」、一九七七年「坂中論文」、一九八〇年「入管白書」に具体的に示されている在日同胞に対する同化帰化政策が強化されつつある。

### 三、日本当局の出入国管理法改訂の動向

#### (1) 入管当局による説明（一九八〇年「入管白書」）

入管当局は、從来からの長期在留朝鮮人・中国人問題の在留権を中心とする法的地位をどのように処遇するかの問題に加えて、一九七五年以降のインドシナ解放により大量発生したボートピープルの取り扱いや難民・流民問題を国際協調からどのように処遇するか、その具体的対応に迫られているとしている。そのような中で、早急に解決されるべき当面の主要問題として、次の四つを上げた。第一には、戦前からの長期在留外国人である在日同胞とその子孫で協定永住権を取得していない同胞及び在日中国人の不安定なままの在留待遇をどのようにするか、第二には、近隣諸国からの密入国者や資格外活動事



犯の増大に対していかに対処していくか、第二には、国際的な人道問題としてクローズアップされているインドシナ難民に、国際的批判を受けないためにも、どのように対処していくか、第四には、大量輸送時代の今日、現状、今後をも充分に出入国事務に対応しきれなくなつた現在の入管当局の組織と機構をどのように抜本的に改革していくか、という問題である。この当面の問題に対処する基本的考え方として、①国益の位置付け。日本の政治・経済・社会等の各方面の利益を総合的に判断した上で出入国管理政策を推進していかなければならない、②合理化の推進。入管業務の飛躍的増大に比して、職員数の増加は全く追いつかず、現状では、職員増加も充分に望めない折りから業務の簡素化、合理化、とりわけ一九八〇年代の外国人登録法の一部改訂に見られるように、法的内容の合理化、簡素化、及び他の関連機関の協力によって、業務の能率向上をはかりたいとしている、③多角化する需要に重点的に対応する入管行政、入管業務には、出入国関係、在留資格関係、退去強制関係、外国人登録関係の四つの分野があるとされるが、現在特に在日同胞、中国人の待遇、及び難民問題に関する在留資格関係に積極的に対処すべきだとしている。

以上のような当面の問題とそれに対する基本的考え方には、

沿つて、今後の出入国管理行政を推進したいとしている。

#### (2) 今回の改訂の経緯

今回の改訂案が「国際人権規約」、「国際難民条約」への加入という流れの中での、日本当局の一つの政治的判断として出て来たものである。それ故、日本の在日同胞に対する植民地支配の犠牲という歴史的な特殊性の認識と、それに対する当局の判断が不透明、黙殺的であり難民と在日同胞との法的地位の関係で、国際社会の非難を浴びるとの判断、及び後に述べるような対在日同胞政策の一環として、一部の手直しをはかったという性格が強い。今回の改訂案は、在日同胞などの待遇の改善等を中心とする「改正案」(第一次「改正案」と、難民の待遇に関する条項の新設等を柱とする「改正案」(第二次「改正案」とに、別々に分けて上程され、五月末～六月上旬にかけて、殆ど審議されることなく全会一致で成立され、この両方を併せて「出入国管理及び難民認定法」として、来年一月一日から施行される予定である。

### 四、改訂部分の分析

#### (1) 「評価されるべき」とする点について

今回の改訂に関して、在日同胞団体などが七〇年代後半から「法律一二六一二六該当者どその子、子孫に対し

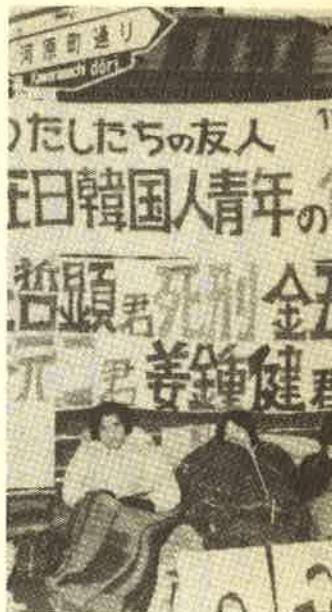


では、一本化した新しい特別の在留権を保障すること。また、この新しい在留権については、在留資格、在留期限を付さず、他の一般外国人と区別して、入管令の退去強制条項の適用から除外すること。」を強く要求していた。今回の改訂を分析するならば、①一般永住は、在留資格を特定されず、無期限に在留できるが、退去強制条項も含め、入管令の全ての条項が適用される。従つて、「永住許可の特例」により、法律一二六一二六該当者には何のメリットもないが、その子と一部の孫である四一一一六一二者、四一一一六三者が、申請次第で無条件に一般永住者として、その在留権の安定がはかられたこと、②かつて法律一二六一二六該当者で、刑罰法令違反な

どで特別在留（四一、一六一三）に落とされた者、及びかつて法律一二六、二一、六該當者だったが、協定永住を取得し、のち刑罰法令違反などで特在になつた者（例え申京煥氏）も「永住許可の特例」の対象となり、一般永住を受けられること、③「永住許可の緩和」により、処遇未定の協定永住者三代目、及び法律一二六、二一、六該當者の孫で、親が四一、一、一六、二から「永住許可の特例」による一般永住を受けた者が、一般永住を法相の裁量により受けることができること、④一度入国許可を受けること、その有効期間内なら何度も本国を往来できる制度の新設（数次有効の再入国許可）及び、病氣・不慮の事故などで再入国期間内に日本に戻れない者に対する一年以内を限度として在外日本日本公館で再入国延長の手続きができるようになつたこと、⑤日本国家に負担を与えていてもして退去強制の対象にされた貧困者、身体障害者などをその対象から除外したこと、⑥迫害のおそれのある地域への強制送還の禁止（ノン・ルフールマンの原則）の適用。これは、法律の難民に関する部分においてのみ記載されているが、法律の実際の運用面において適用されるとされている。以上の諸点が「前進」している点である。

(2) 問題点について  
今回の改訂は「出入国管理及び難民認定法」制度が、

「難民条約」への加入に伴つて行われたため、在日同胞に対する待遇は、その難民との関係でやむを得ず行つたという見方が強いが、法案が在日同胞に関する部分（第一次）と難民に関する部分（第二次）に分けて上程されたことから見ても在日同胞に対する長期的な政策の一環であるといえるであろう。つまり、「難民条約」への加入に関わらず行われたものであると考えられる。まず第一に「永住許可の特例」に関して現実的な面では、在日同胞、とりわけ四一、一、一六、二者、一部の四一、一、一六、三者の在留の安定として確かに旧入管令より前進している。しかし、在日同胞が日帝植民地支配の犠牲であるという歴史的特殊性からみれば、一般永住を付与することによって、法律一二六、二一、六という歴史性をもつた特殊外国人としての地位を抹殺し、単なる一般外国人化しようとする危険性がある。さらに、一般永住者は、今度の法律の適用を全面的に受けるため、例えは懲役一年以上を受ければ退去強制の対象になる。そこで問題なのは、従来の法一二六、二一、六該當者及びその子である四一、一六、二該當者は、刑罰法令違反などで退去強制の対象となつても、特殊外国人としての事情により、四一、一六、三（特別在留）を付与されて、退去強制が執行されることは少なかつた。ところが、一般永住は、在日同



胞・中國人以外の外国人にも付与されているところから一般永住の在日同胞も一般外国人化され、入管当局は一二六系列者に対する運用上配慮すると表明しているが、時期が変わるにつれ大きく変化し、退去強制されやすくなる危険性は十分にある。歴史性の抹消の危険である。第二には、今回の法律が予定通り来年一月一日から施行されるならば、法律一二六一六該当者の孫、つまり一二一六一二該当者の子供で、一九八七年一月一日以降に出生した孫については「永住許可の特例」からはずれるため、在留資格が未定なことである。これに関しては、「永住許可の緩和」のところで、親である一二一六一二該当者が一般永住を受ければ「永住許可の緩和」の対象となり、法相の裁量により、一般永住許可があり

やすくなるとしている。しかし、「永住許可の特例」での無条件許可と、「永住許可の緩和」での法相の裁量許可との差異は、入管行政の現状からみれば、単に技術的な問題だけではなく、裁量許可の場合には、日本国益に合致しなければならない故に、何らかの条件（民族性の放棄かも知れない）を加えるおそれがあり、また法相の裁量がどのように出されるかも定かでない。第三には、在日同胞の在留の中で、従来最も脅威を与えてきた退去強制条項が何ら全く改善されていないことである。法律一二六一二六該当者の子及び一部の孫は、今回の改訂により一般永住を受けることができるが、それによつて得られる在留の安定とは、三年毎の在留期間の更新に際して法相の許可を必要とする不安がなくなるのみで、それ以外は在留権に関しては全く変わらない。退去強制事由から貧困者、身体障害者などの公共負担が削除されたが、これは従来運用面において行われないことになつており改善とは言えない。むしろ、覚醒剤取締法違反者を付け加えて、昨今問題となつてている韓国からの覚醒剤密輸事件と在日同胞を結びつけようとする短絡さ、偏見にも問題があり、罰則規定において、罰金が十五二十万円以下から二十九五十万円以下へと数十倍に引き上げられるなど、細部まで厳しくなつてているのが事実である。第四に

は、海上通過の仮上陸において、保証金の上限が二十万円から二百円へ、また、大村収容所に収容された退去強制者が情状などにより仮放免（一時釈放）されるのにかかる保証金が三十万円から三百万円へ大幅に引き上げられたことである。特に後者は、在日同胞のいうことである。そして、更には、圧倒的に同化促進の状況があらわれると予想される近い将来に、日本政府は在日同胞全体に帰化条件の一斉緩和の措置を講ずることにより、帰化政策を打ち出し、民族性を保持する部分の絶対少數化をはかり、それを強化するのではないかと予想される。これは、坂中論文の中で述べられた三つの立場、①外国人のまま朝鮮人として日本で生きる立場、②日本国民になり生きる立場、③帰国して本国で生きる立場、の中で現在の二、三世におしつけられた意識を踏まえて、②を積極的に推進していくとしていると言えるだろう。それを裏付けるものとして、国民年金、金融公庫等の個別的権益の一部解放があり四世代目以降の法的地位が不確定であること（一般永住を受けるには法相の裁量許可が必要）などがある。

(3) まとめ

以上のように分析するならば、今回の改訂後、一般永住の取得促進が、かつての協定永住、一般永住の取得促

進が、かつての協定永住権申請促進期間（一九六六年七月一年）以上の、在日同胞全体としての権益意識の後退を招く危険はまぬがれない。最近特に顕著な、在日同胞の法的地位の解決を単に現状との比較のみで、「前進した、いやしていない」と論じ対応する動きに、対抗すべきである。つまり、戦後処理としての基本的な立脚点を明確にした解決があつてこそ、眞の在日同胞の待遇の抜本的解決へと結びつくことを訴えねばならない。それを決定的ななしうる主な要因が、統一された韓民族政府と日本政府との正常な友好関係に基づく在日同胞の待遇であることを示す理論の定立に迫られていると考える。我々在日同胞は、在留の安定と、民族、社会差別のない平等な待遇を要求してきたが、同胞にとつては、それは民族主体性を堅持するためであった。しかし、日本政府は、それを「帰化の環境作り」として巧妙に行つて、これを徹底排除するためにも同胞権益の体系的理論を作つて、在日だけの民族性・権益を主張する論理を論駁を行つた上で、本国志向性のない民族・民族主体性などあり得ないことを明確にする必要がある。

# 特集・在日朝鮮人文学とその周辺

## 忘れぬこと

ピヨン・アリ

幼い頃の記憶は、少しも連続してなくて、ある時の、ある場面だけが途切れ途切れに残っている。

そうした記憶の中で、特別くつきりと形を残しているものがある。それを見る時、未だに生傷をえぐられるような苦痛を覚える。

小学校へ入学してまもない頃だ。わたしは日本名で通つていたが、わたしを朝鮮人だと知る近所の男の子が二人、同じクラスにいた。その子らがある日、クラスのみんなにわたしが朝鮮人であることを話した。

その時だ。担任の先生がこわい顔をして立ちあがつたかと思うと、

りんとした声が響いた。

「このクラスのお友だちは、みんな日本人です。」

わたしは奈落の底へ落ちた。その時、確かに落ちたのだ。目の前がまっ暗になり、体中の感覚がなくなつてしまつた。

六歳の子供であつても気づくものだ。なぜ先生が嘘をつくのか。子供ながらにも、耳にはさむ大人らの会話や、近所の人らの視線などから何となく、朝鮮人は差別されていると感じていた。しかし、それは確信ではなかつた。ところが、担任の先生の一言で決定的になつた。わたしは完全に打ちのめされた。

その先生は、若くて、やさしくて、きれいで、わたしは大好きだつた。もし、意地悪な人が言つたのだったら、それほど打ちのめされなかつたかもしれない。

わたしは、固く決心した。

——朝鮮人であつてはならない。——

それからの毎日は地獄であつた。誰が想像したであろう。無邪気であるべき六歳の子供が、自分を偽ることを覚え、その苦痛に苛まれていようとは。

ひとは、けつして  
人を欺こうとして  
嘘をつくのではありません。

自分を自分と語れない  
悲しみのため、ひとは、  
嘘を覚えました。

自分を偽るこの苦しみは、  
まったくこの世の  
生き地獄！

幼い日々、わたしはできる限り、朝鮮的なものを排撃

しようと努めた。それ故、幼い日の断片的な記憶はすべて痛みを伴つて浮かぶ。

わたしの家はほんと朝鮮の風習を残していくなかつた。それでも、食卓には必ずキムチがあつた。そのキムチがどれほど厭しかつたか。食べることはおろか、触わることさえ拒んだ。見るのも厭だつた。母はそれを察して、わたしにはキムチを触わらせなかつた。しかし、そんな母の胸中はどんなであつたろう。

異国に生まれて、一番上手に覚えたことは、  
自分のふるさとを隠すこと

息をひそめて、秘かに願つたことは、  
母とは違う匂い身につけること

わたしは見事に同化した。けれども、「朝鮮人なのだ」という思いは消えなかつた。常に意識の中にあつたため外見の完璧さとはうらはらに、けつして日本人にはなれなかつた。

贅沢はさせてもらえなかつたが、わたしの家は比較的恵まれていた。友だちがらがよく羨ましげに言つたものだ。「……ちゃんはいいね。おとうさんも、おかあさんも、

かしこいし、やさしいし……」

そのたびにわたしは唇を噛んだ。

——でも、わたしは朝鮮人だ——

これほどの不幸はないと嘆き、嫌だ嫌だと思うほど、心情は日本人になれずにいた。それは当然であると思う。そして、今は、けつして日本人になりたいとは思わない。

わたしが朝鮮人であることを嫌つたのは、朝鮮人が厭だつたのではなく（何より朝鮮について何ひとつ知らなかつたのだから、朝鮮人を嫌えるわけがない）、朝鮮人故に受ける差別、それに日本人の朝鮮人に対する差別意識が厭だつたのだ。それに気づいた時、あれほど嫌つた朝鮮がどうしようもなくいとおしいものとなつた。

今時朝鮮人差別もないだろうと言い、あつさり日本人になればいいのにと言う人がいるが、民族差別は依然存在する。就職差別、結婚差別など目に見える差別とともに、目には見えなくても、朝鮮人子弟が朝鮮人であることを執拗に隠すことも、日本人が朝鮮人に向かって日本人になりなさいなどと言うことも、朝鮮人差別の存在する証拠ではないか。

朝鮮人であることに異常なコンプレックスを持つた子供時代——わたしは、ひねくれていたかもしれないが、自分を特殊だとは思わない。「朝鮮人であつてはならない」

という考えが根強く浸透している社会で、無知な子供がコンプレックスを持つのは当然であろう。

自分が自分であらぬこと、自分を自分と語れぬことほど悲しいことはなく、異常なことはない。幼い日の痛みがうづくたび、こんなことは次の代まで残したくないと固く誓う。

（ビヨン アリ・朝鮮歴史研究部）

—連載—

日本中國

ことばの來往<sup>ゆきき</sup> その6

芝田稔

「蒙古蕎麦」の威力

みのりの秋を迎える頃になると、急に空気がうまくなり、食欲が増進するものだ。「ハオ＝好」をうまく使って、「元宵」のだんごにありついたところで、前回は終った。ここでは「蒙古蕎麦」のごちそうになつた折に「ハオ」の使い方を誤つたがために、苦い体験をした話。「過ギタルハ、ナホ及バザルガゴトシ＝過猶不及＝クオ・ユウ・ブ・ジー」というところか。

そのころ、太平洋戦争は真最中であつた。北京での生活は正にピンからキリまでであつたが、そんな時でも大学の寄宿舎住いをしていたおかげで、一応空腹を満たしてもらえたのは、なんとしてもありがたいことであつた。だが、食糧不足と中国北方の食習慣もあつて、三食とも主食が「ウオトウ＝窩頭（とうもろこし粉の蒸し饅頭）」や「スーカオ＝絲糕（粟・とうもろこし粉を発酵さ

せた蒸し饅頭」ばかりでは、私には米飯のように腹力が出て来ないのだ。それに一汁一菜と「シエン・ツァイ」=鹹菜(大根の醤油漬物)だけ。こんな食生活をつづけていると、時には外食によつて栄養を補給しないと、失调を来たすことになる。

秋も深まつたところだつた。知り合いの中国人Aさんから「モングル・チャオマイ」=蒙古蕎麦が到来したのでと招待を受けたのである。その日、わざと腹を透かし、勢いこんでAさん宅を訪れたことはいうまでもない。想えれば、年令のせいもあるが、食いしんぼうの性を丸出しにして恥じなかつたのである。

さて、いよいよAさんの家族と夕餉の食卓を囲み、夫人手造りの「蒙古そば」をいただく段になつた時、「イー・チン」=一斤ぐらゐは平氣だろうと、私には大きな鉢にたっぷりとお汁を入れた「チース・タンミエン」=鶏絲湯面(かもなんばんに似る)が出されたのである。平素は外食の場合、空腹時でも十二両か十四両(両は重量の単位で、一斤は十六両)であるから、これは「少し多過ぎる」と感じた。だが私の舌は久方振りに味わうおいしさに舌鼓をうつていたのである。

まず主人のAさん:「チー・ダ・ゼンモヤン」=吃得怎么样(いかがですか)と軽くたずねてくれる。

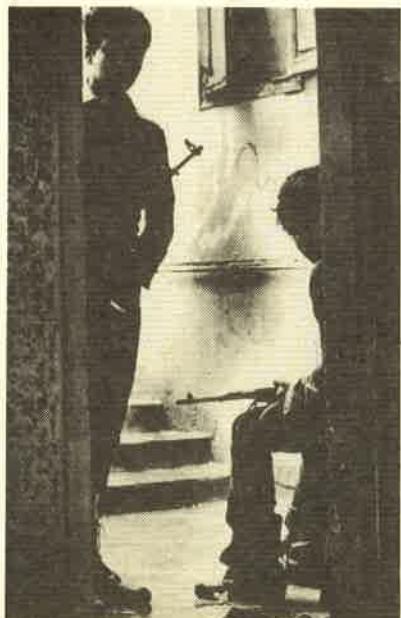
私は答える:「ハオ・チー」=好吃(おいしいです)」しばらくするとA夫人が:「ウエール・ゼンモヤン」=味兒怎麽样(味はいかが)

私は答える:「ヘン・ハオ・ア」=很好啊(結構ですな)

ここまででは、ごく普通の対話であつて、なんの支障も起らぬのであるが、一斤つまり十六両の「蒙古そば」を平らげて箸をおいた時だつた。

A夫人が:「ザイ・ライ・イーワン」=再来一碗(もう一杯いかが)とすすめてきたのである。

私は:「チーパオ・ラ」=吃飽了(十分いただきました)と丁寧に逃げたのであるが、夫人はもてなししがお上手な



のだ。「パー・ホー・コウウエイ・パ」不含口味吧（お口に合わないのネ）

私はあわてた。「パー、タイ・ハオチー・ナ」不、太好吃哪（いや、「食つたことがないほど」とってもおいしいですヨ」とお追従をいつてしまつたのである。

するとAさんは夫人に目配せして「ナー・シャオ・ラ

イ・テアール」那少來点兒（じや、もう少しばかり……）と指図する。

私は夫人のことばにつられて、つい最上級以上の「太好吃」などと、おべんちやらをいつた手前、Aさんの指図に抗することもできず、おうむがえしに：「ナーモ、シャオ・テアール・パ」那么、少点兒吧（では、少しにして下さいよ」と念をおし、さらに寛容に……。

「チープリヤオ、プハオ・イース」吃不了、不好意思（食べ残すと、失礼ですから」とつけ加えたけれど、夫人は：「メイ・クワンシ」没関係（かまいませんよ」といつて、さつさと炊事場へ消えて行つた。

そして持つて来られた鉢を見ると、また半斤ほどの分量があつたが、折角の好意を無にしてはならぬと無理をして食べた。終つた時、私はもう「肩で息をする」ありさまであつた。

その夜は腹が重たくて寝付かれず、翌朝は白湯だけで

登校、昼食はとれず、夕食も欲しくない。翌翌日になつても白湯しか通らない。やつと夕食になつてスープと絲糕が一個だけ。つまり丸一日間、食欲がさっぱり出なかつたのだ。「タイ・ハオ」なんてことばは、いい加減に使つてはならないことを、身を以て悟つた次第である。

後日、そのことをAさんに話したのであるが、彼は笑いながら、如何にも驚いた口調で、次のように語つた。

あのそばは、蒙古の遊牧民たちが牧草を追つて移動する前日に、食い溜めしておく食糧なんです。腹もちがよくて、普通なら二日間は大丈夫ですがネ。二日しかもちませんでしたか。あなたは若いからな。

蒙古そばの効力が案外だつたことが彼には不服らしかつた。だが、身を以て体験した私には、その威力は十分であった。しかも、戦後大阪に引揚げてからも、あの威力を想い出しては、何度、もう一度あやかりたいと思つたか知れないのである。

## 孔子、天壇に入る

去る七月七日、渡辺蔵相は「紙幣」のデザインを三年後に一新すると発表した。

七月七日といえば「七七事変」を想い出す。四十四年

前のこの日、日本を大戦争の渦に巻きこんだ、あの最初の一発が、永定河畔の一文字山から宛平県城に向けて、ぶつ放されたのであつた。

「七七」と「紙幣」、この奇妙なコントラストが、私に「戦争」と「お札」の関係を、さまざまと想い起させるのである。そこで、「孔子、天壇に入る」を一席。

日中戦争が勃発した昭和十二年の暮れ、日本軍は南京攻略後、華北一円を管轄下におく臨時政府を北京に樹立した。そして翌年二月には中国聯合準備銀行を設立し、新しい通貨である「聯銀券」を発行、華北地域の通貨を統一したのである。

ついでにいえば、それまでの北京では、中国の各銀行が発行する何種類かの「銀行券」が流通していたのである。当時、われわれの給料は「朝鮮銀行券」で支払われていたのであるが、街に出て小物を買うには、それでは

通用しない。「中國銀行」や「交通銀行」の「お札」と、その日の相場で両替しなければならなかつたのである。それが等価ならまだしも「朝鮮銀行券」の一円が九五十九〇銭にしか通用しないことが多く、不愉快なこともあります。

ところが、通貨の等価切替が行なわれた昭和十三年四月から、われわれの給料も「聯銀券」で支払われることになつたので、両替の面倒はなくなり、また相場の上下に一喜一憂することもなくなつたのである。

当時、大学卒の初任給が本俸八〇円であつたので、「一円札」は随分値打ちがあり、中国の紙幣であるのに「イノシシ」などといつて、大切にしたものである。

やがて、戦争が拡大して、太平洋上が日米撃突の修羅場と化し「勝利の転戦」が、ラジオや新聞のトップを飾るようになつてくると、物価の高騰が目立つてきた。最初のうちは、一割二割の小刻みであったのが、しまいには五割十割とはね上り、その周期も一ヵ月から一週間単位へと速度を上げた。敗戦後はまたたく間に何十倍、何百倍。なにしろ、当初十本入り一箱十銭（一円の十分の一）のたばこ——「前門」「チエンメン」が五十倍の五百円にもなり、七百円の声を聞いた昭和二十一年四月、私は北京を引揚げて来たのであつた。



それはまだ太平洋戦争の最中<sup>さなか</sup>、インフレの足音が徐々に高くなつてきたころであつた。北京市内には「联銀券」の百円札はおろか五百円札までが出回り、十九年に入ると千円札発行のうわささえ飛び交い、物価は悪徳商人の売惜しみや囤積によつて思うままに操縦されていた。そんな時、誰が作ったものか知らないが、大学構内にこんな歌が流行したのである。

孔子入天壇

孔子さま 天壇に入る

五百当一元

五百円 値打ち一円

掲発倒裝客

闇商人を つまみ出せ

餓死公務員

餓え死するのは 公務員

この歌は「联銀券」の価値の低下と下級公務員から見た当時の世相とを歌つたものである。いちいち注釈するまでもなかろうが、第一句だけは説明が必要である。

いまにして想えば、この「联銀券」はすべて日本の手でつくられたもの、といわれていただけあって、デザインは日本人好みであつた。五百円札には右側に「孔子」がシンは日本人好みであつた。五百円札には右側に「孔子」とひかえ、左側には「天壇」〔注〕の祈年殿が描かれてあつた。それは、ちょうどいまの「聖徳太子」と「夢殿」のデザインと全く「瓜二つ」であり、紙幣の上では「孔子」の方が「聖徳太子」よりも、十数年も先輩格である。しかもこの先輩の「孔子さま」が戦火にまみれて、

値打ちは下るばかり、新券として現われてから六年目には、もう五百分の一になつていて。この歌には、その嘆きと怒りがこめられているのである。そしてこの「孔子さま」は、日本の敗戦後「法幣」〔注〕一円に対し五円の割で兌換され、ついにこの世からその姿を消していったのである。

余談ではあるが「聖徳太子」が初めて「お札」に登場したのは、昭和三十二年であるから、もう二十四年になる。今回の改札は「偽造防止」が目的であるといわれているが、価値の方は一体どうなることか、注目されるところである。

〔注〕……「天壇」は都北京の外城南東にあり、冬至の日、皇帝が天を祀る大理石造りの壇をいうが、その広大な区域を通称天壇ともいう。その中にある青琉璃瓦で葺いた円形屋根の美しい建造物が祈年殿。

「法幣」とは一九三五年国民政府が幣制改革を行ない、中央、中国、交通および中國農民の四銀行の紙幣を「法幣」と規定し、法律によつて強制的に流通させた貨幣のこと。戦後「金円券」一円と「法幣」三百万円の比率で交換され、解放後は「人民幣」と等価交換、更に一九五五年、「新人民幣」一元と「旧人民幣」一萬元の比率で交換された。

(しばた みのる・中国文学科教授)

## 北京で生活して（五）

鳥井克之

### 北京大學

#### 〔理系〕

#### その三

◎生物学部：生物学は生命を研究する科学であり、それは農学、医学および工学の一部の理論的基礎となり、農業、医薬、衛生、環境保護、エネルギー源、人口抑制、国防、発酵、食品、製薬などの工業および生物資源の保護、開発、合理的な利用などと多様に関係している。

この学部は四年制であり、色盲、色弱、鼻炎および化

学薬品に対してアレルギー症のあるものは受験できない。学生が共通して必修しなければならない科目には、政治

理論學習、外国语、体育以外に、高等数学、物理学、無機化学、分析化学、有機化学、物理・コロイド化学、一般生物学、動物学あるいは植物学、生物化学、遺伝学、細胞学、生理學あるいは植物生理学、生物学理論、現代生物学工学等がある。この他に、なお専門コースの科目および若干の選択必修科目を履修し、かつ卒業科学研究ゼミを並行して履修しなければならない。

本学部には次の八学科があり、生物学関係の科学研究、教學、実驗活動などに從事する人材を養成している。

生物化学科：生物化学は生物体内の物質代謝とその他生命現象の物質的基礎を研究する学問である。生物の

大分子である蛋白質、核酸、酵素などの構造とその機能、代謝プロセス、代謝の調整、免疫の化学的原理、代謝病、遺伝病の病理的生物化学、器官の機能的生物化学などは、すべて生物化学の研究範囲に入るものである。

細胞生物学科：細胞は最も基本的な生命の単位である。細胞生物学は細胞の精密な構造と機能、細胞動力学、細胞の分化、細胞間の相互作用および細胞内の物質代謝、エネルギー代謝、遺伝データの複製、転記、翻訳および調整の諸問題を研究するものである。細胞生物学の研究は生物の代謝およびその形態、発生、遺伝、進化を理解する上で、いざれも重要な意義をもつていている。

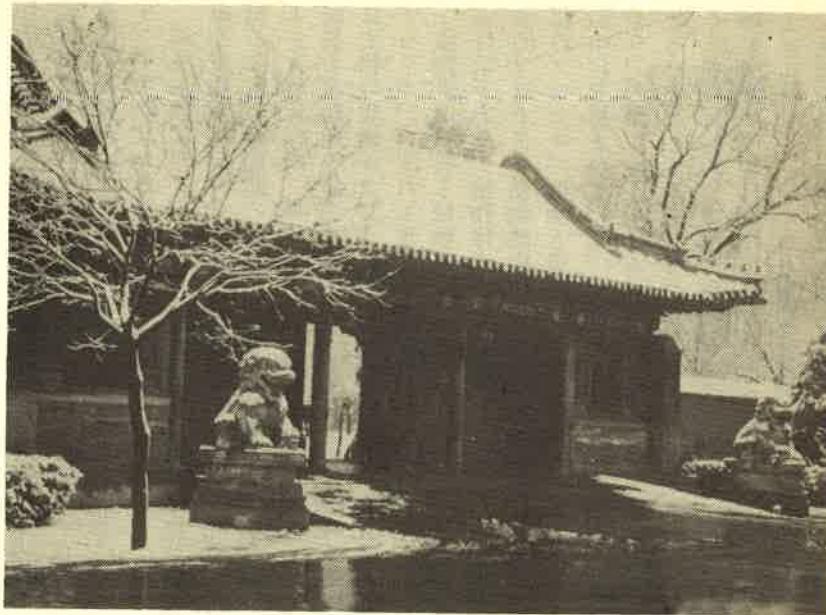
植物生理学科：植物生理学は植物の生命活動を研究する科学であり、植物体内の生物物理的プロセスと生物化学的プロセス、植物体内的細胞・組織・器官の生長と分化のプロセス、植物と環境の相互関係などの各方面がその中に包括されている。植物には光合成の能力を具えており、太陽エネルギーを利用して、無機物を有機物に転化させることができ、それは動物界の現象にも通じ、また人類の最終的な食糧の供給源となる。このため、植物生理学の研究は食糧とエネルギー源の問題を解決することに対しても、いざれも重要な意義をもつていている。

生理学科：生理学は人間と動物の各器官の機能を研究

する科学であり、生物学の基礎理論を提供する一部門である。生理学は広く物理学、化学、生物学の研究方法を採用する、比較的精確な実験化学である。神経、脳の機能、脳細胞の分子的基礎、とりわけ学習と記憶の分子的基礎はいざれも生理学において研究が最も盛んな領域である。生理学は医学の実践の必要性と進歩に適応するために発展してきたものであり、臨床医学の理論的な基礎となっている。生理学の研究対象は牧畜業、漁業、体育、航空、計画育児、心理学などに対しても、いざれも重要な意義をもつていている。

遺伝学科：遺伝学は生物の遺伝と突然変異を研究する科学である。現代遺伝学の基本的な方向は、細胞と分子のレベルにおける遺伝データの複製、転記、翻訳、調整を研究すること、および人工合成の基礎とする物質を探索し、かつ遺伝工学の技術を運用して生物を改造する遺伝構造を明らかにすることである。

生物物理学科：生物物理学は物理学の理論と方法を運用して生命現象を研究する学問である。主な研究内容には、生物の大分子の構造と機能、エネルギー転換とデータ変換の原理、生物膜の特殊浸透性と興奮性のメカニズム、皮膚の収縮と弛緩の分子メカニズム、および生物体内に発生する生物の発電と発光の物理的プロセスなどが



ある。生物物理学は生態学の重要な基礎である。

植物学科：植物学は地球上の様々な植物を研究する学問である。植物は地球上の動物（人類をも含む）が生存のより所とする根本的な供給源である。植物学の研究対象は非常に広範囲にわたり、農業、林業、牧畜業、漁業、それに医薬衛生、環境保護のいずれを問わず、程度の差こそあれ、いずれも植物学の知識を必要とするものであり、とりわけ農業、林業、環境保護とはきわめて密接なつながりがある。以下のところ、本学部では植物形態学、系統植物学、植物分類学などの分野の研究に重点を置いている。

動物学科：本学科では昆虫学関係の人材を養成している。昆虫は地球の地面上で最も繁殖している動物であり、それは人類と密接な関係をもつていて。すなわち、農作物、家畜に害を与えるものもあれば、直接、人類に害をなすものもあり、また人類に有益な種類も存在している。昆虫学の研究には昆虫の形態、分類、生理、生長、生態の各分野から、害虫の抑制と益虫の利用という目的を達成することまで包含されているが、重点は害虫の数量的変動の法則およびその予測と予報、害虫の管理対策、昆虫の生理変化およびその化学的防除とメカニズムなどに対する研究である。

◎地質学部：地質学は地球の主として地殻やマントルの物質的組成、構造、変遷の歴史を研究する科学である。それは地下資源の探索や自然を改造して利用する方面で重大な役割を荷なつており、また、地球の起源や発展・変化の法則性を探求する理論的な問題とも密接な関係をもつてゐる。本学部には四学科が設けられており、修業年限はいずれも四年間である。色盲、色弱、偏平足、関節炎の者は本学部を受験することはできない。また、岩磁地化学科では化学薬品に對してアレルギー症でなく、また鼻炎でない者であることをさらに要求している。

本学部の課程には政治理論学習、外国语、体育などの共通必修科目以外に、主要な専門共通科目として、高等数学、一般物理学、一般化學、一般地質学、構造地質学、古生物学、地史学、結晶礦物学、岩石学などがある。以上の共通科目以外に、各学科にはさらに異なつた基礎科目、必修科目、選択必修科目がある。

構造地質学・地質力学科：本学科では地殻の構造の特徴およびその形成と發展の法則性の研究をその基本的な内容としている。とくに力学の原理を運用して地殻の様々な構造形態の力学的性質とその変形の特性について分析するように注意している。さらに進んでは、地球の各部分の地質の発生・成長の歴史と深層における動力学

的プロセスを探求している。このため、それは地下資源の探索と予測、土木建築工事地区の地盤の安定性を確定するなどの面において重大な実際的な意義を有し、また、地球の構造動力学の研究においても重要な役割を果たしている。本学科ではさらに固体力学基礎理論、地質力学、区域地質学、地球物理学、各実験方法およびその他の専門科目を履修しなければならない。なお卒業生は構造地質、地質力学、区域地質に關係する科学研究、教育、実務活動に從事している。

地震地質学科：地震は一種の地質現象である。中国は地震の多い国なので、地震の予測、予報、予防は国民経済に關係する重大な任務である。地震地質学は主として地震の萌芽、発生、發展に伴なう地質構造の条件や強震発生の地質構造的背景を研究して、地震発生危険地域の地質的な表れを判断し、震度の区画表を作成し、長期および短期の予報を行ない、地震の地質的側面の基礎的な資料と分析結果を提供している。本学科生はさらに固体力学基礎理論、地質力学、地球物理学、地震地質学、地震測定学、実験方法およびその他の若干の専門科目を履修しなければならない。なお、卒業生は地震地質に関する科学研究、教學、実際活動に從事している。

岩磁地化（礦物、岩石、鉱床、地球化学）学科：本学

科は地球の主として地殻とマントルの物質的組成およびその化学的变化、成因、分布、発展変化の法則を研究するものであり、その中には礦物学、岩石学、礦床学、地球化学などの分化科学の内容が含まれている。それらは地球に関する発展の歴史、礦物・岩石・礦床の成因、化学元素の起源などといった、地質学における複雑な理論問題の解明に役立つばかりでなく、地下資源の探索、一定の地区内における一定の類型の岩石について調査する方向や方法の予測、礦物資源の総合利用、新しい礦物原料の発見といった分野に対しても重要な現実的意義がある。本学科生はさらに分析化学、物理化学、礦床学、地

球化学、実験方法などを履修しなければならない。さらには高学年になると、礦物、岩石、鉱床、地球化学の各専修コースに分れ、若干の専門科目を履修することになる。なお、卒業生は礦物学、岩石学、礦床学、地球化学の各分野の科学研究、教育、技術活動に従事することができる。

古生物学・地層学科：古生物学は地質学と生物学が結合した学際的な学問である。それは地層に保存された各種の生物の遺体あるいは遺跡、つまり化石の研究によって、地層を区分し、対比して、古代の生物の生活環境を復元し、礦石を含むした地層の地質年代を確定し

地質発達の歴史を復元するものである。このため、それは地下資源の調査・開発に役立つばかりでなく、地球活動の歴史、生物の発展変化の歴史、生命の起源などといった理論的問題の研究に対しても、重要な意義をもっている。本学科の学生はさらに動物学、植物学、古生物学研究方法、古生物学、古生態学特講などの科目を履修しなければならない。なお、卒業生は古生物学および区域地層に関する科学研究、教育、技術活動に従事することができる。

#### ◎ 地理学部：地理学は地理的環境を研究する学問である。

近年来、自然資源の合理的利用、生態系バランスの維持、環境保護、汚染防止などが各国が当面している重大な課題となつたことにより、地理学の発展がうながされた。とりわけ、航空写真、リモートセンシング、衛星写真、システム工学の理論、コンピューター技術などが地理学にも応用されるにいたつたため、地理学の科学的レベルは大幅に向上了し、自然資源の総合利用、自然資源の規制と管理、環境保護、変化傾向の予測などに対し、信頼できる科学的データを提供しうるようになつた。

本学部には自然地理学、地貌・第四紀学、経済地理学の三学科が設置されており、いずれも修業年限は四年間



であり、色盲、色弱、偏平足の者は受験できない。共通必修科目は政治理論学習、外国語、体育以外に、さらに高等数学、物理学、化学、コンピューター原理、コンピューター言語、地質学、地図学、気象学、気候学、地貌学、水文学、土壤地理、植物地理、航空・衛星写真判読などの科目がある。なお各学科にはさらに必修専門科目と選択必修科目があり、高学年には一定期間の科学研究の実習がある。

自然地理学科：自然地理学は主として自然環境の形成、発展と地域的な差異および人類活動の影響による自然地理環境の変化を全面的に研究する学問である。本学科の学生は数学、物理学、化学の基礎科目を履修した上に、自然環境に関係のある科目を履修し、高学年になると、総合自然地理学、指示地植物学、環境地球化学方面的科目をそれぞれ選択して学習しなければならない。

総合自然地理学は自然環境における各要素の相互関係および地域分布の法則と地域単位の区分を全面的に分析して研究し、自然区画と土地類型の研究に重点を置き、その土地にふさわしく農工業を発展させたり、環境を科学的に管理する活動などに対し重要な役割を果たしている。この方面的課程には総合自然地理、区域自然地理、リモート・センサスなどがある。

指示地植物学は生態系統の観点から出発して、自然環境に対する植物群落の指示的作用を研究するものであり、それはある種の金属礦床の探索、旱ばつ地域における浅い層の地下水脈の調査、環境汚染の監督と測定、自然の区画と農業区域などにおいて役割を發揮している。この分野の課程には指示地植物学、系統的生態学、土壤と植物の化学分析などがある。

環境地球化学とは地学、化学、環境科学の間に発達し始めた新しい学際的な学問である。それは主として自然環境における各種の汚染物質の移動転化とその環境に対する質的变化などを研究している。また、それは環境保護活動において環境標準を制定したり、汚染を抑制する措置を講じたりする分野で、いずれも重要な意義をもつている。この分野の課程には環境地球化学、環境汚染分析と監視、水質汚染と環境測定などがある。

本学科の卒業生の多くは、科学研究機構、農業、林業、牧畜業、水資源、土壤資源、環境保護などの各部門で、自然資源の調査、研究、企画、管理などの分野の活動に従事している。

地貌・第四紀学科：地貌学とは地面の起伏の形態（大陸、海洋、山地、平原、渓谷、河川、海岸、砂丘など）の形成と発展変化を研究する科学である。第四紀学とはお

よそ二百万年にわたる地質と古地理の発達の歴史を研究するもので、その中には、その期間における地質構造の変化、火山・地震活動、海陸の変遷、侵蝕と沖積、気候変化、氷河の進退、海面昇降、動植物群と人類の発展変化と移動などが包括されている。地貌学と第四紀学とは相互に滲透し、密接に関連し、ともに地理学と地質学にまたがる学問である。

専門科目として、地貌学、第四紀地質学、冲積作用、リモート・センサス資料（航空・衛星写真）の解説、冲積物の分析などの実習などがある。卒業生は地理と地質学の科学研究と教学活動に参加することもできれば、さらに地質、水利、交通、海洋、地震などの部門において、区域の地質測量と製図、水文地質の全面調査、鉄道路線の選定、地震の地質調査、海洋地質と地貌の調査などといつた実務活動に従事することもできる。

経済地理学科：経済地理学とは地理学の一分野で、生産の分布と配分（生産力の地域的組合せ）を研究する学問である。それは自然条件と資源、生産技術、経済的条件などの各側面から、地域における生産力の合理的な分布や最大の経済的效果を挙げるための最も優れたプランを研究するものである。また、経済地理学は自然地理、技術科学（工学）、経済学にまたがる学際的な学問でもある。

# 組織部員募集

(ガイダンス実施中)



本学科はその学科の特徴にもとづいて、区域計画や都市計画の科学研究と実務活動に従事しうる人材を養成することに重きを置いている。

学生は在学期間に共通基礎科目を履修する以外に、さらに自然地理、地質、地貌、建築学などの専門基礎科目を履修し、さらに工業分布、交通配置、区域計画、都市計画、経済統計学などの専門科目を履修しなければならない。

以上で北京大学の文科系の十学部、理科系の十二学部とその六十二学科の全容について、大学の外事處の説明

によつて紹介した。これまで日本で北京大学の全容について紹介されたことがなかつたので、冗長をいとわずに得た情報のすべてをここに書き記した。ただ、ここでお断りしなければならないことがある。全部で二十二学部あると紹介したが、中国語の原文では「二十一個系」となつてゐる。「系」は中国語の辞書では「(大学)の分科」、「学科」となつており、岩波書店のものだけが「学部または学科」となつてゐる。ただ、最近、中国で出版された『漢英詞典』では「② department (in college); faculty:」となつてゐる。

この「系」の訳語については『人民中国』雑誌社で仕

生協新聞・書評誌の編集発行、講演会の開催など、生協の文化・教育活動を自らの手で造り上げてみませんか！

二叉路附近・事務プレハブ内

組織部（内線 4821）

事をしている時に問題になり検討したことがある。諮論としては、結局、「漢英詞典」の考え方には落着した。つまり、中国語では「大学」は日本の「総合大学」に相当し、「学院」は「單科大学」に相当し、それぞれ、その用語については厳格に使用している。たとえば北京には、「北京師範大學」、「北京師範學院」、「北京師範學校（短期大學に相当する教員養成の学校で、北京には數校存在する）」の三種の師範系の「高等学校」（中国語では高等教育を授ける学校という意味で、日本語に訳せば、大学および高等専門学校となる）があり、その名称からその学校の規模が推測できる。従つて、中国人にとつては、日本の大学の名称によく見られる「○○学院大学」は一体どんな大学であるのか、よく理解できないから説明してほしいと言わされたことがよくあつた。

さて、「○○大学××系」とあつた時には、「○○大学××学部」と訳し、「○○学院××系」は「○○大学（○○学部）××学科」と訳すことにした。つまり、「系」は「大学」の時は「学部」と訳し、「学院」の時は「学科」と訳せば、ほぼ妥当であろうことになり、私自身もそれに従つている。また私自身の北京大学での体験からもそれが正しいと考えている。たとえば、「東方語言文学系（東方言語文学部）」は「外文接」、「西方語言文学系」は

（民主接）、（俄羅斯（ロシア）語言文学系）は「俄文接」、「生物学系」は「生物接」といった具合に独立した建物をもつており、教職員数から見ても「学部」というにふさわしいものであるからである。ただ、強いて言えば、日本学部より少し規模が小さいと言えなくもない。だからと言つて学科というには、規模が余りにも大きすぎる。この「系」を学部と訳すこと一つを取り上げて見ても、感性的認識をする機会を得て、それを理的に認識することができたからこそ、自分自身に十分に納得がいく訳語を与えることができたのである。なお、「系」の下のレベルの「專業」は「大学」の時には「学科」、「学院」の時には「専攻または専修コース」と訳すのが妥当である。次回からは北京大学で得た感性的認識を中心に話を進めしていくことにしよう。

（とりい かつゆき・中国文学科教授）

# 一連載

## ボーランド

——その歴史と風土 最終回

松川克彦

食糧問題に端を発して不安定な状態が続く中で、ボーランドからは西側への難民が続出しているという。先日こうしたボーランドからの亡命者が収容されているというウイーン郊外の難民収容所をとりあげたテレビ番組を見た。中立国オーストリアへは、パスポートさえあればヴィザなしで入国できるので、ボーランド人にとっては最も手近な西側世界への窓口である。

ところが、"難民"という言葉の与える印象とはうらはりに、収容所の駐車場には五十万ズウォーティもするボーランド国産の高級乗用車をはじめとして、ボーランドナンバーの乗用車がズラリと並んでいるのが画面に写

しだされた。次に、日本人の番組取材者がこうした"難民"の一人にインタビューしていた。この"難民"氏はヴロツワフからやってきたのであるが、国外逃避を決意した理由はと聞かれると、ソ連軍の侵入が恐いからだと答えていた。しかし国には、妻子を残してきているのだそうだ。他の"難民"の反応もほぼ一致して、ソ連または共産主義に対する嫌悪ということであった。番組取材者はしめくくつて、世界中に難民があふれている中で、日本のような豊かな国がもつと積極的な行動を起こすべきではないか、という意味の結論を述べていた。

しかし、これは一体どのような難民なのだろうか。ま

ず第一に、ポーランドは滅びてしまったのではないし、正式なパスポートを携えているということはいつでも帰国できるということである。またこの中には、七年も八年も飲まず食わず働かなければ自動車を手にいれることがでできない平均的なサラリーマン以上の人々も多く含まれている。この場合の難民とは、着のみ着のまま祖国を追われて出てきた人達とは本質的に異なるのである。しかもソ連軍の侵入を恐れながら、家族を残してくることは恐れなかつたような人達である。

元来ポーランドでは言論の自由は比較的保障されており、政治的な反対意見をもつ者に対する扱いは寛大であると言えよう。二人ポーランド人がいれば三つ政党ができるといわれるほど論争好きであり、人々が極めて自由に意見を述べていることには驚くほどである。こうしたことから判断する限り、西側へやつてきたのは亡命という深刻な理由からではなく、昔からあつた単なる出かせぎのための人々が多いようと思える。ソ連の脅威を口にするのは、それによつて難民収容所の施設を利用しようとするつもりであろう。彼等はソ連の圧力を逆手にとつているのだ。番組取材者のような、素朴な抽象的な難民救済論などはここでは通用しない。

なるほど確かにポーランドの抱える問題は重大である



が、何よりも有利なことに、この国は豊かな自然をもつてゐる。解決の可能性はまだまだ多い。この点ではむしろ、日本の現状を心配した方が良い。

例えば、都市における生活環境の問題である。ポーランドの住宅は、プライバシーを守る空間の確保、集中暖房および給湯設備の完備と共に、一定の緑地の提供が居住地域としての条件となつてゐる。ワルシャワのような首都には勿論、どのような地方の小都市でも市内いたるところに公園が適当に配置されている。公園というのは、日本のように高速道路のガードの下や、広い道路の一部を切りとつたような猫のひたいほどの貧弱な空地のことではなく、うつそうとした木が茂り、小動物が住み、歩いて端から端までいくのに少なくとも一十分も三十分もかかるというような空間のことである。さらにこのようないかなることである。さらにはこのよ

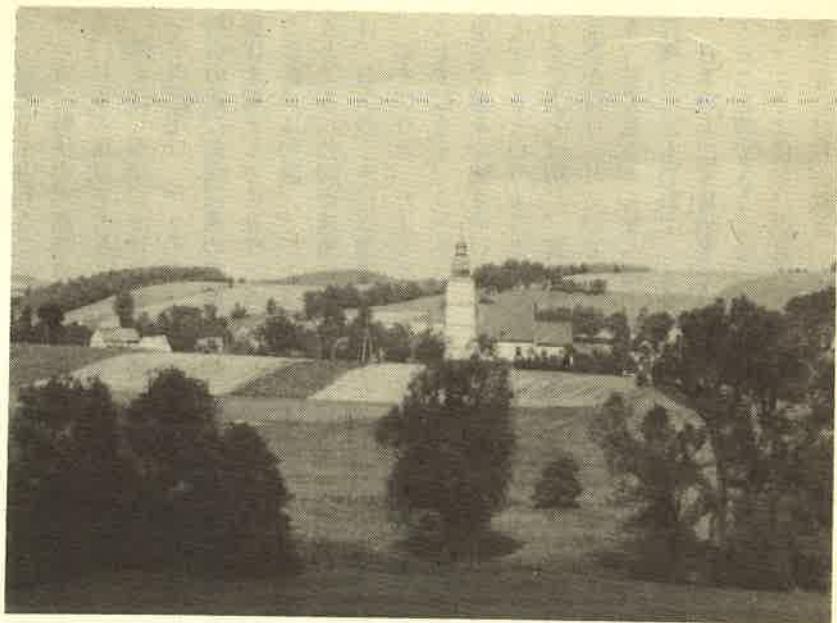
うな公園とは別に、裏通りには必ずといってよいほど緑地帯が設けられている。このような裏通りの木かげを歩き、花を見ながら家へ帰っていくうちに、肉屋での長い行列のことも忘れてしまう。

日本の人口密集地帯では気温の上下を通じてしか感じとることのできなくなつてしまつた季節の変化も、ワルシャワでは目と、空気のにおいて確かめることができる。春になれば花が咲き、葉が散るのは秋、一度だけだ。冬

の間は野菜や果物不足に悩まされるが、それだけに春になつて真赤なイチゴが出回つた時のうれしさは格別である。イチゴが終るとサクランボ。サクランボが出ると夏になる。次いでナシ、スマモ。そしてそのあい間にはキノコ、キイチゴ、コケモモなど、森へ行く楽しみがふえる。一年の最後には、リンゴが枝一杯に実をつける。果实を大きくするための注射はせず、袋もかけず、色と甘味を出すために薬をつけたりはしないため見かけは悪いものもあるが、しかしどれも太陽を一ぱいに吸収しており、自然の味そのものである。

他方我が国では、真冬にイチゴがあり、トマトがありスイカさえある。ところがシーズンになるとイチゴは消えて、ブドウが出てくる。さらに夏になると、ミカンが売り出されている。確かに種類は多いし、年中果物は絶えたことはない。しかしイチゴはある独特的の香りがないし、トマトもまた特有のなまぐさい味がしない。形も色も確かにトマトでありイチゴであるが、口に入れるのは何か他のものであるような気がしてしかたがない。このような季節はずれの、許されないようなぜいたくは、貴重な油を惜しげもなく燃やして行なわれているのだ。

東ヨーロッパの人々にはまだ夢であるデジタル時計を、日本では子供でさえ持ち、素晴らしいテープレコー



ダードを与えられている。しかし、大人が散歩し、子供が自由に遊べるような本当の意味の公園がなく、農薬づけにされた果物や、危険な合成保存料の入った食料品を食べさせられている。これが我々の豊かさである。

私は以前、ねじをまいてその反動で動くソ連製のひげそり器を見たことがある。一見原始的で、『新製品』に慣れた我々にはおかしく思える。しかし、電池がなくなれば機能をすべて停止してしまう日本のこの種の道具類も決して万能とは言えない。日本のいわゆる繁栄は、何か奇妙にもろい土台の上に成り立っているということは今までもたびたび指摘されてきた。我々はいつのまにか、この不自然さを豊かさと錯覚してきたのではないだろうか。工業が発達していることが文化的にも先進国であると、単純な幻想をいだいてきたのではないだろうか。いつの日か、電池が不足したことによつて、我々自身が難民となることのないように祈りたい。

(おわり)

(まつかわ かつひこ 京都産業大学専任講師)

# お 知 ら せ

## 編集委員募集

書評運動は、生協運動の一環である教育・文化活動を担つて発展してきました。しかし、現在の文化が、画一化・既成化される中で、独自の文化活動を完遂させなければならぬのにかかわらず、編集委員不足という物質的な絶対的不足とそれにも増しての編集委員の力量不足が相乘的に重なつてしまい、満足のいける活動はできません。

そこで書評編集委員を募集したいと思います。現在の閉ざされた暗黒の文化情況に少しでも独自の文化の火を点したいと思っている方、あるいは新たな文化運動、思想運動の必要を感じている方、編集の仕事を手伝いたい

と思っている方、是非書評編集委員会において下さい。私たちには諸君に自由で、創造的な活動の場を提供したいと思います。

なお、書評編集委員会の活動は、書評誌の定期刊行化はもちろんのことですが、講演会、映画会の開催等の、広範な文化・思想活動を形成しようと考えています。

書評編集委員会は、読者の積極的参加を期待します。

## 投 稿 規 程

最近読んだ本の書評・内容紹介・批判等の作業を通じて自己の主張を述べたもの、現状分析、研究成果の発表論文、エッセイ等どのようなものでも結構ですし、書評誌の中の個々の作品に対する反論・批判等でもかまいま

せん。詳細については三叉路附近・事務プレハブ組織部  
内書評編集委員会まで直接にお問い合わせあわせ下さい。

◆原稿は原則として縦書きで、1行25字、22行を1枚  
とします。  
◆原稿には住所、氏名、学部、電話番号等連絡先を詳  
しく明記して下さい。  
◆原稿は一切返却しません。必要な場合はコピーをと  
つておいて下さい。原稿の採否に関する問い合わせ  
には一切応じません。採用分にはこちらから連絡し  
ます。

#### ◆連絡先

〒565 吹田市千里山東3-1-10

関西大学生活協同組合「書評」編集委員会

電話 06-388-1121 内線4821

#### 〈合評会に関するお知らせ〉

書評編集委員会では、ともすれば一方的になりがちな  
書評を、読者の意見・感想をとりあげた「読者の参加す  
る書評」を目指し、合評会を開催します。今後の読者の  
積極的参加を望みます。

今回の特集「在日朝鮮人文文学とその周辺」は、いかが  
だつたでしょうか。

私たちが、日韓問題を考える上で、朝鮮人や韓国人の  
立場に立とうとしても、私たちは、彼らそのものにはな  
り得ません。しかし、私たちは私たちの目の前にある矛  
盾を告発していき、自らを解放するような活動を通じて  
彼らと「連帶」することはできるのではないか、と思いま  
す。と同時に、支配されてきた韓国の文化・思想に触  
れることによって逆に支配してきた国・日本を客観的な  
立場でみることができるのでないか、と思います。

私たち書評編集委員会は、そういう視点に立って、金  
時鐘氏の講演会を行い、今回の特集を組みました。読者  
の方々のご意見・ご感想をお寄せください。

尚、次号は、「再び教育問題をとり上げ、特集「大学一  
教育再編攻撃に反撃せよ！」を組む予定です。御期待く  
ださい。

## 編集後記



1981年9月号 通巻57号

編集・発行 関西大学生活協同組合・組織部「書評」編集委員会  
連絡先 欧田市千里山東3-10-1 (☎ 388-1121 内線 4821)  
価 値 250円